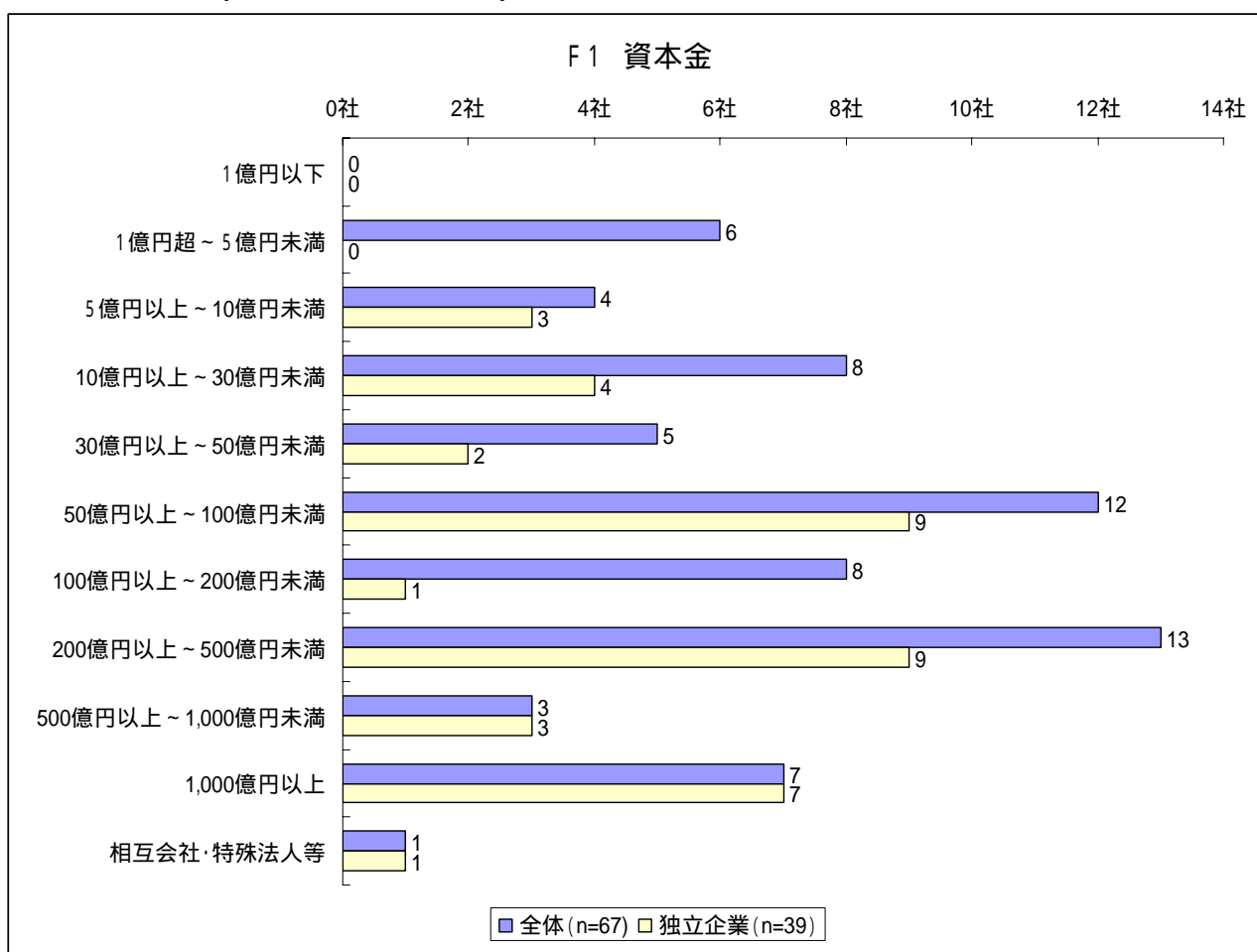


## 《委員会設置会社編》

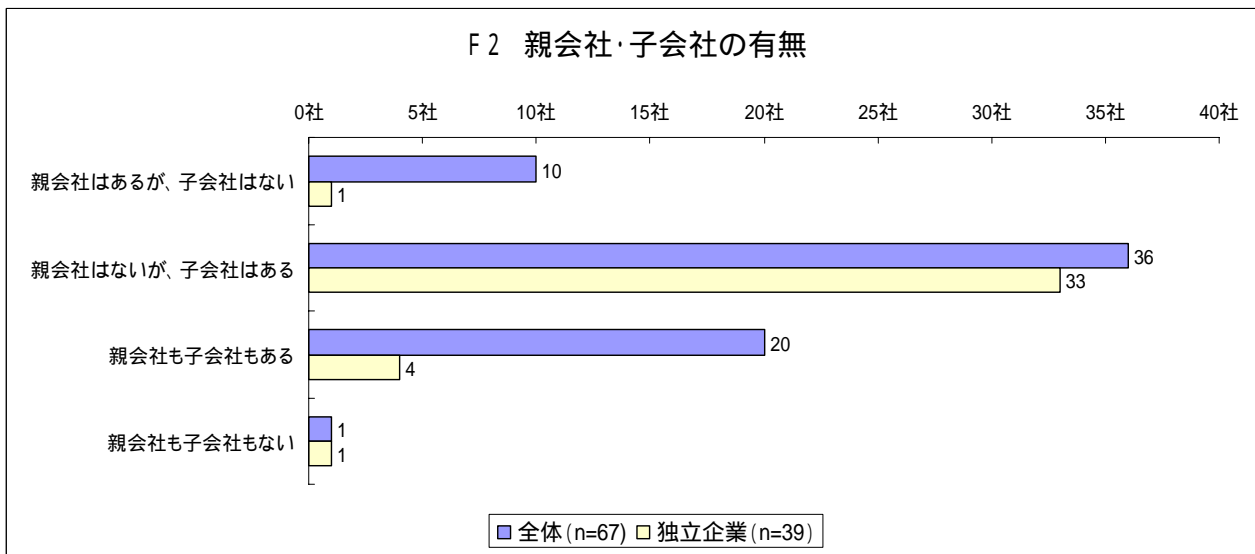
委員会設置会社には企業グループがまとまって移行しているケースがあるため、委員会設置会社全体での回答結果のほか、「グループ親会社と独立系企業」(以下「独立企業」とする)の回答結果についても集計している。

### 会社の概要

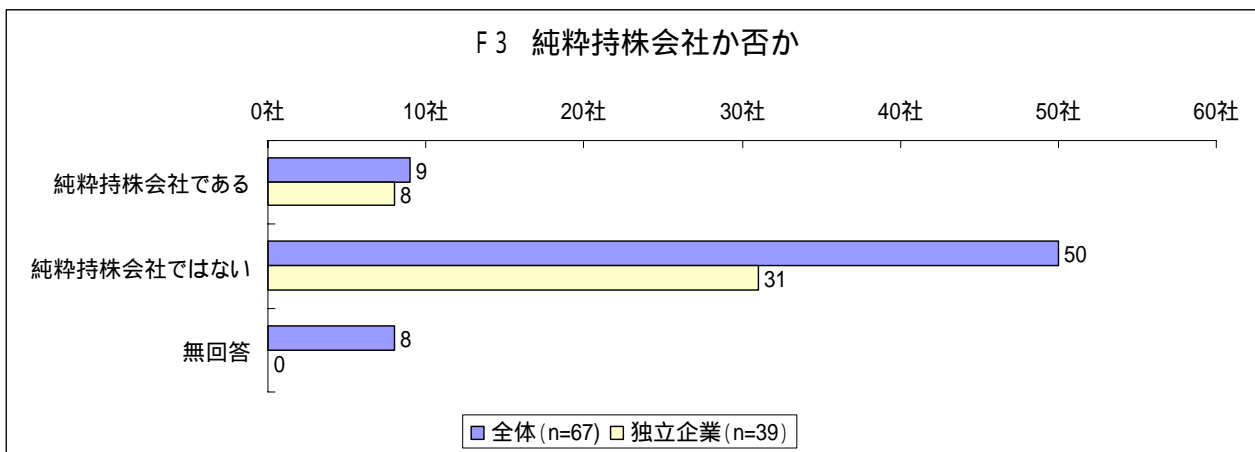
#### F 1 資本金 (直近の事業年度末)



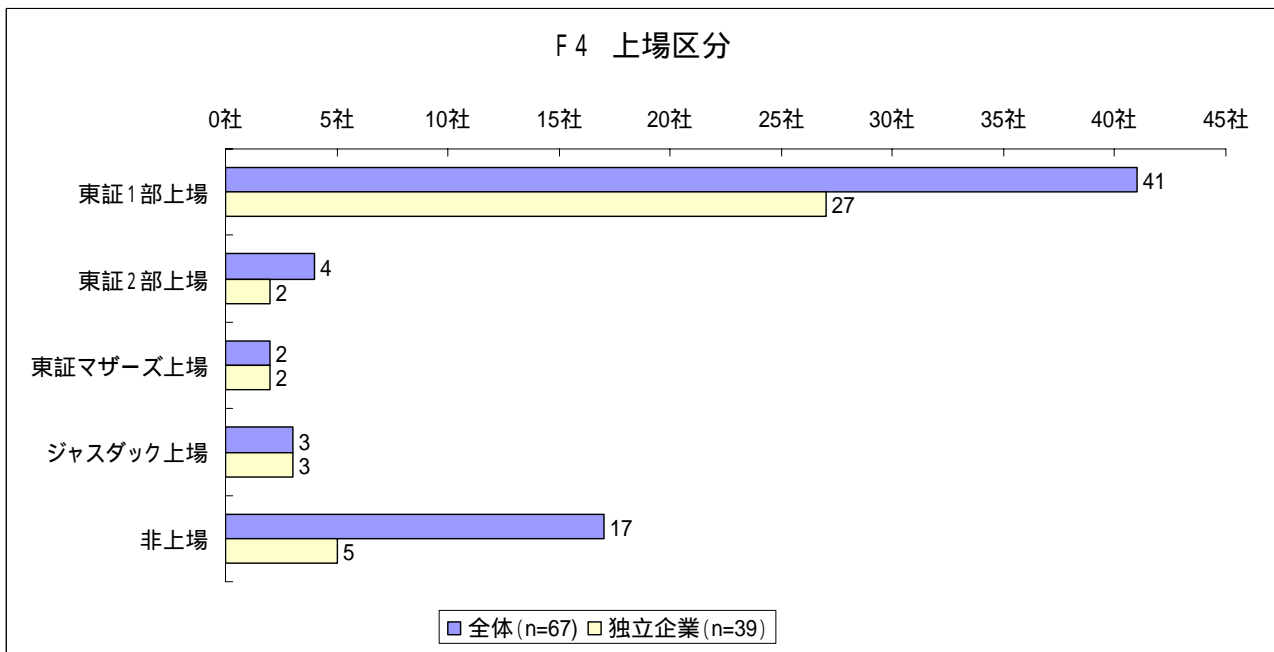
## F 2 親会社・子会社の有無



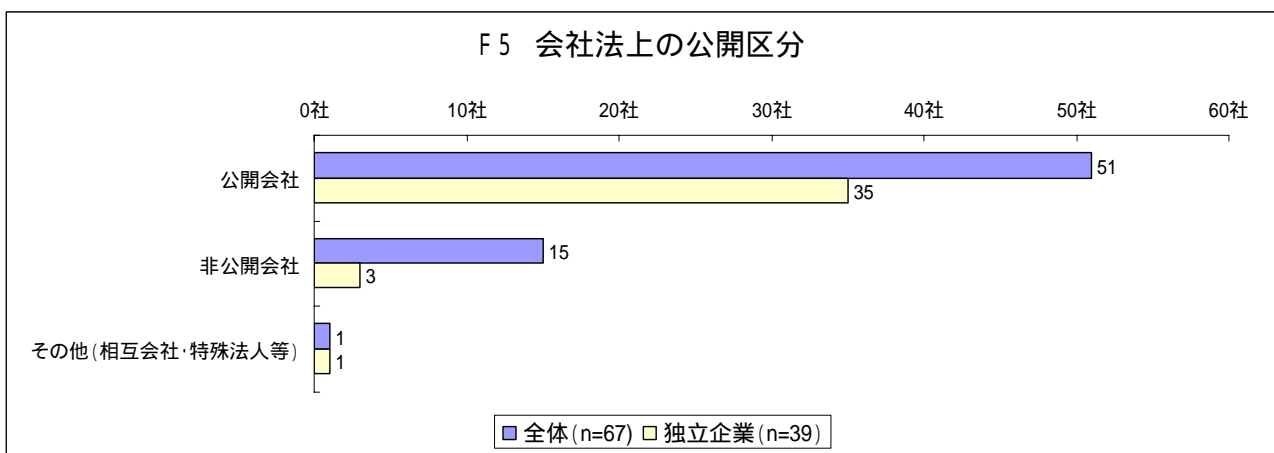
## F 3 純粋持株会社か否か



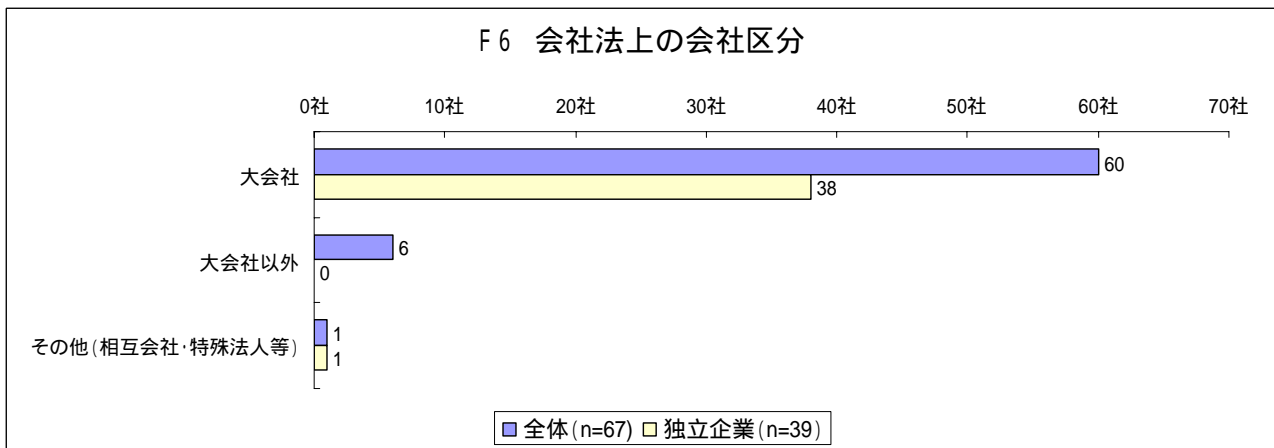
#### F 4 上場区分



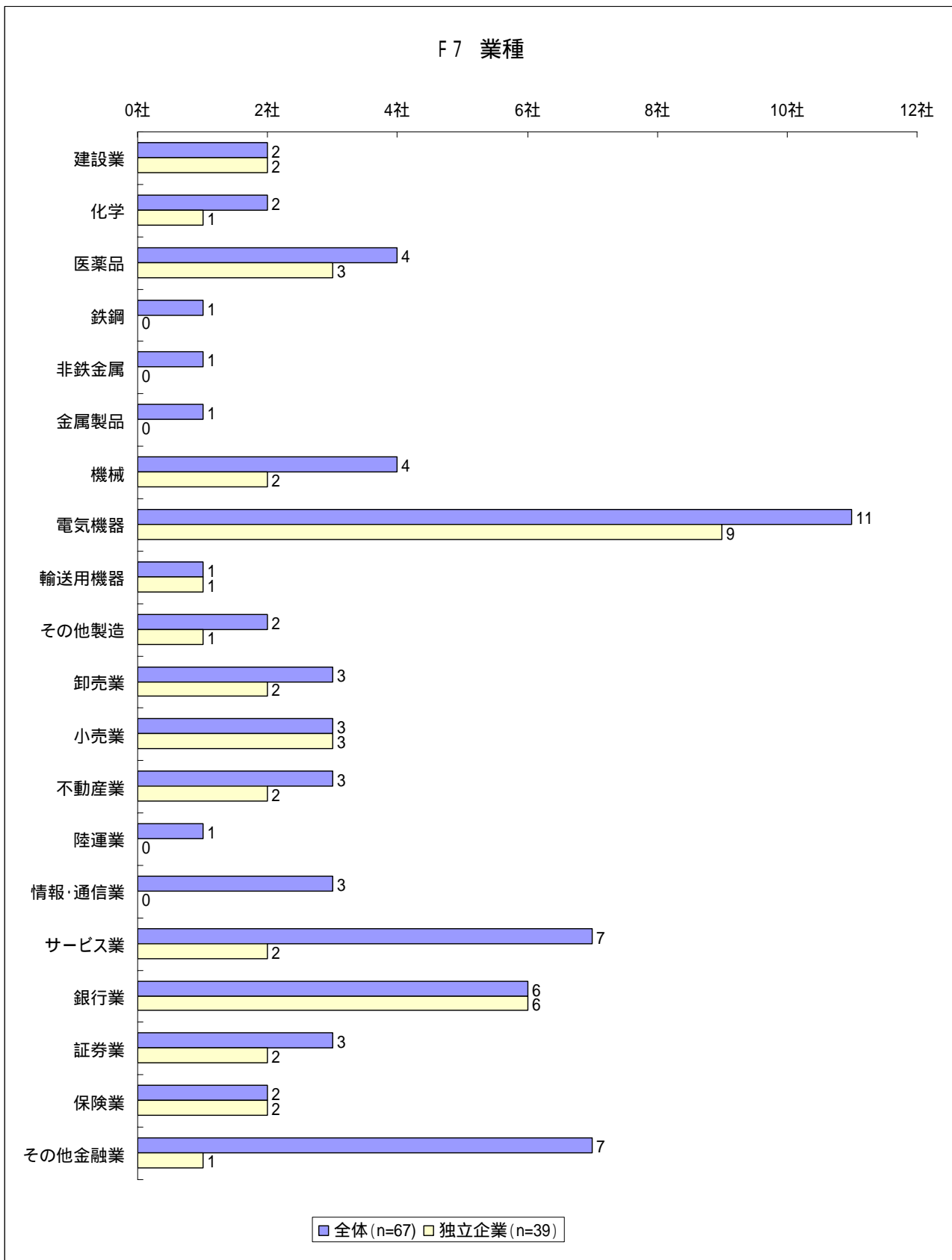
#### F 5 会社法上の公開区分



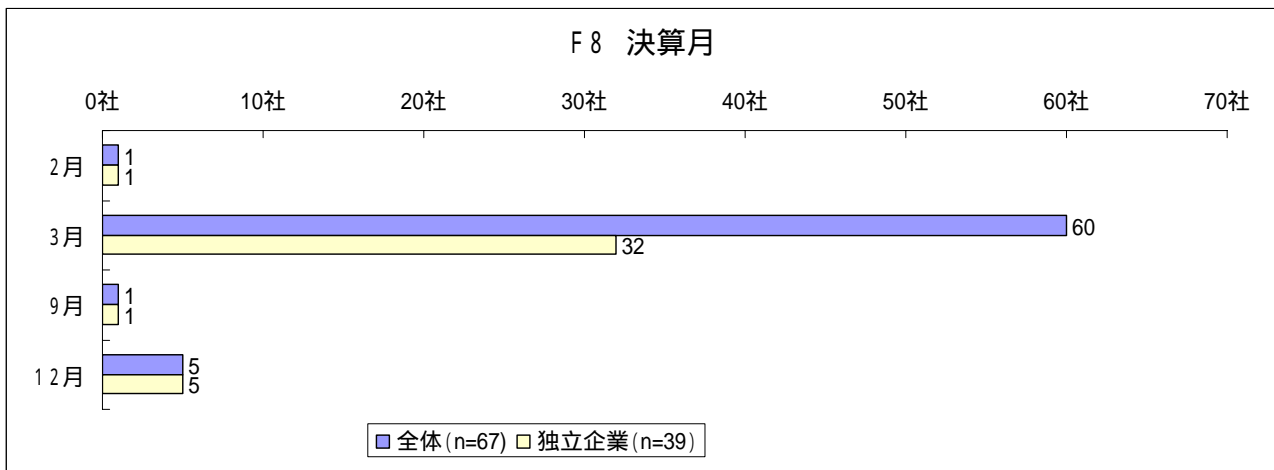
#### F 6 会社法上の会社区分



## F 7 業種

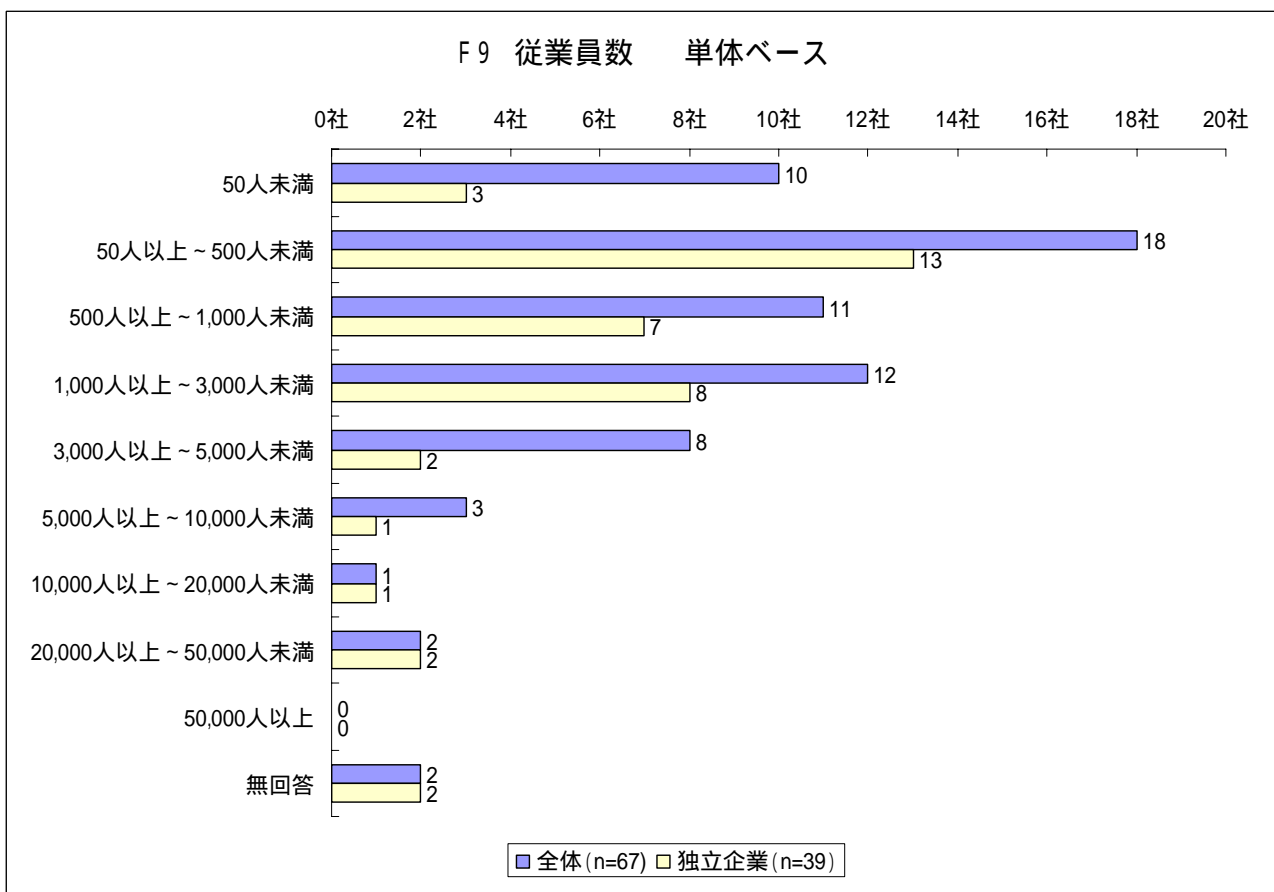


## F 8 決算月

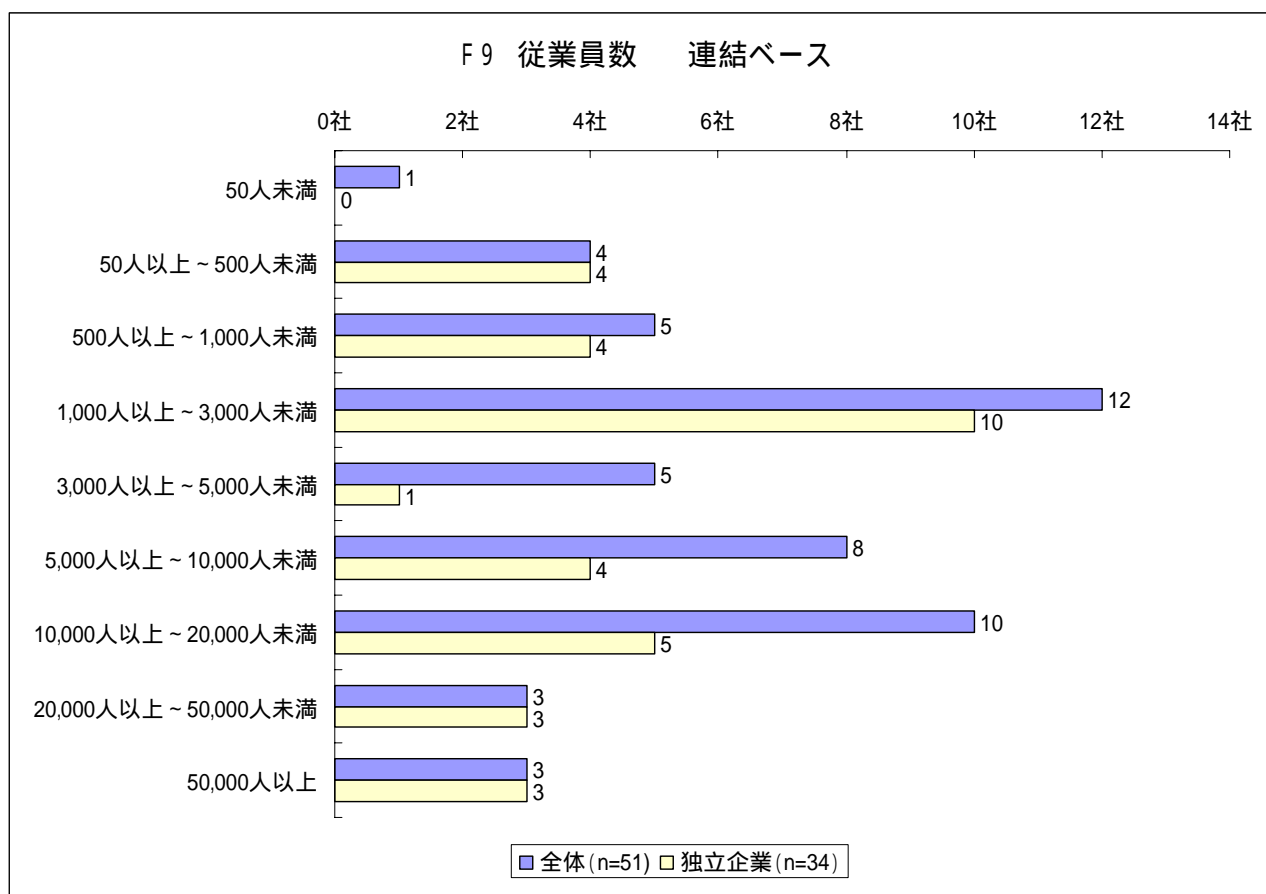


## F 9 従業員数

単体ベース（出向者含む）もしくは個別のみ作成会社



連結ベース（連結計算書類作成会社のみ）



## 企業統治体制について

### 問1 委員会設置会社への移行時期

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 直近の株主総会で委員会設置会社へ移行して2～5期目を迎えた	65	97.0	37	94.9
2 直近の株主総会で初めて委員会設置会社へ移行した	2	3.0	2	5.1
合計	67		39	

### 問2 取締役の人数及び社外取締役の人数

- ・ 取締役の平均人数は8.6人（監査役設置会社；8.3人）最少人数は「5人」（1社）である。「6人」（23.9%）あるいは「7人」（20.9%）という会社が多い。他方、「11人以上」という比較的大人数の会社も23.9%と少なくない（とくに独立企業では、38.5%と最も多い）。
- ・ 社外取締役の平均人数は4.7人であり、取締役総数(8.6人)に占める割合は54.4%と過半数に上る。
- ・ 社外取締役が取締役の過半数を占める会社が49.3%に上る。三委員会の構成だけでなく、取締役会についても、社外取締役が過半数を占める会社がほぼ半数という状況にある。

#### （取締役総数）

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1人	0	0.0	0	0.0
2人	0	0.0	0	0.0
3人	0	0.0	0	0.0
4人	0	0.0	0	0.0
5人	1	1.5	1	2.6
6人	16	23.9	6	15.4
7人	14	20.9	3	7.7
8人	8	11.9	5	12.8
9人	8	11.9	6	15.4
10人	4	6.0	3	7.7
11人以上	16	23.9	15	38.5
合計	67		39	

( 社外取締役 )

	全体			
	うち独立企業			
	回答数	%	回答数	%
1人	0	0.0	0	0.0
2人	1	1.5	1	2.6
3人	19	28.4	9	23.1
4人	15	22.4	9	23.1
5人	19	28.4	11	28.2
6人	4	6.0	1	2.6
7人	4	6.0	4	10.3
8人	2	3.0	2	5.1
9人	0	0.0	0	0.0
10人	1	1.5	0	0.0
11人	2	3.0	2	5.1
合計	67		39	

	全体	
	うち独立企業	
取締役総数(人)	8.6	9.6
うち社外(人)	4.7	4.9
構成比(%)	54.4	51.5
社外過半数の会社(社)	33	19
社外過半数の会社の割合(%)	49.3	48.7
合計	67	39



### 問3 執行役の人数及び取締役との兼務者の人数

- ・ 執行役の平均人数は 11.2 人であり、「6～10人」が最も多く 32.8%である。執行役の人数については、各社ごとに様々であり、「5人以下」が 22.4%ある一方、「21人以上」も 13.4%に上る。
- ・ 取締役との兼務者数の平均人数は 2.9 人である。「3人」が最も多く 26.9%、次いで「1人」(23.9%)、「2人」(17.9%)となっている。取締役との兼務者が「0人」という会社も 1社見られ、執行と監督の完全分離を行っている。他方、最多は「8人」(1社)である。

#### (執行役数)

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
～5人	15	22.4	8	20.5
6～10人	22	32.8	13	33.3
11～15人	16	23.9	9	23.1
16～20人	5	7.5	2	5.1
21人～	9	13.4	7	17.9
合計	67		39	

#### (取締役との兼務者数)

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0人	1	1.5	0	0.0
1人	16	23.9	5	12.8
2人	12	17.9	9	23.1
3人	18	26.9	9	23.1
4人	10	14.9	7	17.9
5人	3	4.5	2	5.1
6人	5	7.5	5	12.8
7人	1	1.5	1	2.6
8人	1	1.5	1	2.6
9人	0	0.0	0	0.0
10人	0	0.0	0	0.0
合計	67		39	

(平均人数)

	全体	
		うち独立企業
執行役総数(人)	11.2	11.9
うち取締役兼務(人)	2.9	3.4
合計	67	39

#### 問4 会計参与の設置

	全体			
	回答数	%	回答数	%
1 設置している	0	0.0	0	0.0
2 設置していない	66	98.5	39	100.0
無回答	1	1.5	0	0.0
合計	67		39	

## 監査体制

### 問5 三委員会の構成

- 各委員会の平均人数は、多い順に 指名(4.0 人)、報酬(3.8 人)、監査(3.6 人)である。これは、「社内常勤」の差によるところが大きく、指名委員会(1.3 人)と報酬委員会(1.1 人)については1人を超えているが、監査委員会については、0.6 人とこれを大きく下回る。事実、監査委員会に「常勤がいる」会社の割合は65.7%に止まり、指名委員会(89.6%)、報酬(86.6%)に比べて大幅に低い。

		全体	
			うち独立企業
指名委員会	総数 平均(人)	4.0	4.4
	社内常勤 平均(人)	1.3	1.3
	社外常勤 平均(人)	0.0	0.0
	社内非常勤 平均(人)	0.1	0.1
	社外非常勤 平均(人)	2.7	3.0
	社外の平均(人)	2.7	3.0
	社外の構成比(%)	67.4	67.7
	常勤の構成比(%)	31.1	30.5
	常勤がいる会社(社)	60	33
	常勤がいる会社の割合(%)	89.6	84.6
監査委員会	総数 平均(人)	3.6	3.7
	社内常勤 平均(人)	0.6	0.7
	社外常勤 平均(人)	0.1	0.1
	社内非常勤 平均(人)	0.1	0.1
	社外非常勤 平均(人)	2.7	2.8
	社外の平均(人)	2.8	2.9
	社外の構成比(%)	80.3	78.8
	常勤の構成比(%)	21.0	22.6
	常勤がいる会社(社)	44	28
	常勤がいる会社の割合(%)	65.7	71.8
報酬委員会	総数 平均(人)	3.8	4.2
	社内常勤 平均(人)	1.1	1.2
	社外常勤 平均(人)	0.0	0.0
	社内非常勤 平均(人)	0.0	0.1
	社外非常勤 平均(人)	2.7	2.9
	社外の平均(人)	2.7	2.9
	社外の構成比(%)	69.2	69.0
	常勤の構成比(%)	29.6	29.0
	常勤がいる会社(社)	58	31
	常勤がいる会社の割合(%)	86.6	79.5

## 〔指名委員会〕

## (総数)

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
3人	36	53.7	14	35.9
4人	2	3.0	2	5.1
5人	22	32.8	17	43.6
6人	4	6.0	4	10.3
7人	0	0.0	0	0.0
8人	1	1.5	1	2.6
9人	1	1.5	0	0.0
無回答	1	1.5	1	2.6
平均(人)	4.0		4.4	
合計	67		39	

## (社内常勤)

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0人	6	9.0	5	12.8
1人	39	58.2	16	41.0
2人	19	28.4	16	41.0
3人	2	3.0	1	2.6
無回答	1	1.5	1	2.6
平均(人)	1.3		1.3	
合計	67		39	

## (社外常勤)

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0人	66	98.5	38	97.4
無回答	1	1.5	1	2.6
平均(人)	0.0		0.0	
合計	67		39	

(社内非常勤)

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0人	62	92.5	35	89.7
1人	4	6.0	3	7.7
無回答	1	1.5	1	2.6
平均(人)	0.1		0.1	
合計	67		39	

(社外非常勤)

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1人	0	0.0	0	0.0
2人	33	49.3	11	28.2
3人	24	35.8	20	51.3
4人	4	6.0	4	10.3
5人	4	6.0	3	7.7
6人	1	1.5	0	0.0
無回答	1	1.5	1	2.6
平均(人)	2.7		3.0	
合計	67		39	

[ 監査委員会 ]

(総数)

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
3人	40	59.7	18	46.2
4人	17	25.4	13	33.3
5人	10	14.9	8	20.5
平均(人)	3.6		3.7	
合計	67		39	

(社内常勤)

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0人	30	44.8	15	38.5
1人	32	47.8	19	48.7
2人	5	7.5	5	12.8
平均(人)	0.6		0.7	
合計	67		39	

(社外常勤)

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0人	60	89.6	35	89.7
1人	6	9.0	4	10.3
2人	1	1.5	0	0.0
平均(人)	0.1		0.1	
合計	67		39	

(社内非常勤)

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0人	62	92.5	37	94.9
1人	5	7.5	2	5.1
平均(人)	0.1		0.1	
合計	67		39	

( 社外非常勤 )

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0人	1	1.5	0	0.0
1人	0	0.0	0	0.0
2人	28	41.8	16	41.0
3人	27	40.3	14	35.9
4人	9	13.4	8	20.5
5人	2	3.0	1	2.6
平均(人)	2.7		2.8	
合計	67		39	

[ 報酬委員会 ]

( 総数 )

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
3人	41	61.2	17	43.6
4人	4	6.0	4	10.3
5人	16	23.9	13	33.3
6人	1	1.5	1	2.6
7人	1	1.5	1	2.6
8人	1	1.5	0	0.0
9人	0	0.0	0	0.0
10人	1	1.5	1	2.6
無回答	2	3.0	2	5.1
平均(人)	3.8		4.2	
合計	67		39	

(社内常勤)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数	%	回答数	%
0人	7	10.4	6	15.4
1人	44	65.7	19	48.7
2人	12	17.9	10	25.6
3人	2	3.0	2	5.1
無回答	2	3.0	2	5.1
平均(人)	1.1		1.2	
合計	67		39	

(社外常勤)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数	%	回答数	%
0人	65	97.0	37	94.9
無回答	2	3.0	2	5.1
平均(人)	0.0		0.0	
合計	67		39	

(社内非常勤)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数	%	回答数	%
0人	62	92.5	34	87.2
1人	3	4.5	3	7.7
無回答	2	3.0	2	5.1
平均(人)	0.0		0.1	
合計	67		39	



( 社外非常勤 )

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1人	0	0.0	0	0.0
2人	38	56.7	14	35.9
3人	17	25.4	16	41.0
4人	7	10.4	6	15.4
5人	1	1.5	0	0.0
6人	1	1.5	0	0.0
7人	1	1.5	1	2.6
無回答	2	3.0	2	5.1
平均(人)	2.7		2.9	
合計	67		39	

問6 監査委員の経歴等

< a > 自社監査委員としての経験年数(通算)

- ・ 自社監査委員としての経験年数は平均で1.8年である。その内訳は、社内監査委員が1.3年、社外監査委員が1.8年であり、社外監査委員の方が0.5年長い。社内監査委員については、「0年(1年目)」が34.0%と最も多く、他方、社外監査委員については、「2年(3年目)」(28.3%)が最も多い。

( 全体 )

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0年(1年目)	46	19.3	30	20.5
1年(2年目)	51	21.4	33	22.6
2年(3年目)	63	26.5	28	19.2
3年(4年目)	34	14.3	29	19.9
4年(5年目)	28	11.8	16	11.0
5年(6年目)	2	0.8	2	1.4
無回答	14	5.9	8	5.5
平均(年)	1.8		1.8	
合計	238		146	

(社内監査委員)

	全体			
	うち独立企業		うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0年(1年目)	16	34.0	10	32.3
1年(2年目)	14	29.8	9	29.0
2年(3年目)	9	19.1	4	12.9
3年(4年目)	5	10.6	5	16.1
4年(5年目)	2	4.3	2	6.5
5年(6年目)	1	2.1	1	3.2
平均(年)	1.3		1.5	
合計	47		31	

(社外監査委員)

	全体			
	うち独立企業		うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0年(1年目)	30	15.7	20	17.4
1年(2年目)	37	19.4	24	20.9
2年(3年目)	54	28.3	24	20.9
3年(4年目)	29	15.2	24	20.9
4年(5年目)	26	13.6	14	12.2
5年(6年目)	1	0.5	1	0.9
無回答	14	7.3	8	7.0
平均(年)	1.8		1.8	
合計	191		115	

<b> 監査委員の経験年数(通算)

- ・ 監査委員としての経験年数は平均で 1.9 年（社内監査委員 1.3 年、社外監査委員 2.0 年）であり、  
 自社監査委員としての経験年数(1.8 年)とさほど変わらない。

（全体）

	全体			
	全体		うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0年（1年目）	42	17.6	28	19.2
1年（2年目）	49	20.6	30	20.5
2年（3年目）	65	27.3	30	20.5
3年（4年目）	30	12.6	25	17.1
4年（5年目）	32	13.4	17	11.6
5年（6年目）	2	0.8	2	1.4
無回答	18	7.6	14	9.6
平均（年）	1.9		1.8	
合計	238		146	

（社内監査委員）

	全体			
	全体		うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0年（1年目）	15	31.9	9	29.0
1年（2年目）	12	25.5	7	22.6
2年（3年目）	9	19.1	4	12.9
3年（4年目）	5	10.6	5	16.1
4年（5年目）	2	4.3	2	6.5
5年（6年目）	1	2.1	1	3.2
無回答	3	6.4	3	9.7
平均（年）	1.3		1.5	
合計	47		31	

( 社外監査委員 )

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0年(1年目)	27	14.1	20	17.4
1年(2年目)	37	19.4	22	19.1
2年(3年目)	56	29.3	26	22.6
3年(4年目)	25	13.1	20	17.4
4年(5年目)	30	15.7	15	13.0
5年(6年目)	1	0.5	1	0.9
無回答	15	7.9	11	9.6
平均(年)	2.0		1.9	
合計	191		115	

< c > 監査役の経験年数(通算)

- ・ 「監査役」の経験がない監査委員は全体で 37.4%であり、とくに社内監査委員に多い(57.4%)。ただし、無回答が多い。

( 全体 )

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0年	89	37.4	56	38.4
1年	16	6.7	13	8.9
2年	11	4.6	6	4.1
3年	15	6.3	13	8.9
4年	12	5.0	11	7.5
5年	1	0.4	1	0.7
6年	2	0.8	2	1.4
7年	3	1.3	3	2.1
8年	0	0.0	0	0.0
9年以上	6	2.5	4	2.7
無回答	83	34.9	37	25.3
平均(年)	1.5		1.8	
合計	238		146	

( 社内監査委員 )

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0年	27	57.4	17	54.8
1年	6	12.8	5	16.1
2年	2	4.3	1	3.2
3年	1	2.1	1	3.2
4年	2	4.3	2	6.5
9年以上	1	2.1	0	0.0
無回答	8	17.0	5	16.1
平均(年)	0.8		0.7	
合計	47		31	

( 社外監査委員 )

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0年	62	32.5	39	33.9
1年	10	5.2	8	7.0
2年	9	4.7	5	4.3
3年	14	7.3	12	10.4
4年	10	5.2	9	7.8
5年	1	0.5	1	0.9
6年	2	1.0	2	1.7
7年	3	1.6	3	2.6
8年	0	0.0	0	0.0
9年以上	5	2.6	4	3.5
無回答	75	39.3	32	27.8
平均(年)	1.8		2.2	
合計	191		115	

<d> 年齢

- 平均年齢は「社内」(61.0歳)と「社外」(61.1歳)で大きな差はない。ただし、「社内」については「56歳以上、65歳未満」に集中しているのに対し、「社外」については、「50歳以下」(6.8%)から「71歳以上」(10.5%)まで幅広く分散している。

(全体)

	全体			
	全体		うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
50歳以下	13	5.5	7	4.8
51～55歳	48	20.2	17	11.6
56～60歳	47	19.7	27	18.5
61～65歳	63	26.5	39	26.7
66～70歳	45	18.9	35	24.0
71歳以上	22	9.2	21	14.4
平均(歳)	61.1		63.0	
合計	238		146	

(社内監査委員)

	全体			
	全体		うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
50歳以下	0	0.0	0	0.0
51～55歳	6	12.8	6	19.4
56～60歳	18	38.3	12	38.7
61～65歳	18	38.3	9	29.0
66～70歳	3	6.4	2	6.5
71歳以上	2	4.3	2	6.5
平均(歳)	61.0		60.9	
合計	47		31	

( 社外監査委員 )

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
50歳以下	13	6.8	7	6.1
51～55歳	42	22.0	11	9.6
56～60歳	29	15.2	15	13.0
61～65歳	45	23.6	30	26.1
66～70歳	42	22.0	33	28.7
71歳以上	20	10.5	19	16.5
平均(歳)	61.1		63.5	
合計	191		115	

< e > 前職 ( 又は社外監査委員の方は現職 )

( 社内監査委員 )

- ・ 最も多いのは「常務取締役(常務執行役(員))」(25.5%)であり、次いで「執行役(員)」(14.9%)である。
- ・ 役付取締役(社長、副社長、専務、常務)又は役付執行役(員)(同)からの就任は、42.6%に上る。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 会長・副会長	3	6.4	2	6.5
2 取締役社長(執行役(員)社長)	2	4.3	0	0.0
3 取締役副社長(執行役(員)副社長)	3	6.4	2	6.5
4 専務取締役(専務執行役(員))	3	6.4	0	0.0
5 常務取締役(常務執行役(員))	12	25.5	8	25.8
6 取締役	4	8.5	3	9.7
7 執行役(員)	7	14.9	5	16.1
8 相談役・顧問・嘱託	3	6.4	2	6.5
9 監査関係部長等	2	4.3	2	6.5
10 監査関係以外の部長等	1	2.1	0	0.0
11 監査役	3	6.4	3	9.7
12 1～11以外	4	8.5	4	12.9
合計	47		31	

( 社外監査委員 )

- ・ 前職又は現職の上位は、「親会社の役職員」(24.6%)、「会社と無関係な会社の役職員」(19.9%)、「弁護士」(11.0%)、「大株主の役職員」(10.5%)などとなっている。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 親会社の役職員	47	24.6	2	1.7
2 大株主の役職員	20	10.5	8	7.0
3 取引銀行の役職員	8	4.2	7	6.1
4 取引先の役職員	2	1.0	2	1.7
5 会社と無関係な会社の役職員	38	19.9	30	26.1
6 公認会計士	17	8.9	17	14.8
7 税理士	5	2.6	5	4.3
8 弁護士	21	11.0	19	16.5
9 大学教授	12	6.3	11	9.6
10 官公庁	3	1.6	3	2.6
11 1～10以外	14	7.3	7	6.1
無回答	4	2.1	4	3.5
合計	191		115	



< f > 主たる業務経験

( 社内監査委員 )

- ・ 最も多いのは「経理・財務」(25.5%)であり、次いで「営業」(19.1%)、「監査・検査・審査」(10.6%)などとなっている。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 経理・財務	12	25.5	8	25.8
2 総務	2	4.3	2	6.5
3 人事・労務	1	2.1	1	3.2
4 法務	1	2.1	0	0.0
5 監査・検査・審査	5	10.6	5	16.1
6 企画(社長室等を含む)	4	8.5	3	9.7
7 購買	2	4.3	1	3.2
8 営業	9	19.1	6	19.4
9 研究開発	4	8.5	0	0.0
10 情報システム	1	2.1	1	3.2
11 製造	4	8.5	2	6.5
12 関連事業	1	2.1	1	3.2
13 1～12以外	1	2.1	1	3.2
合計	47		31	

( 社外監査委員 )

- ・ 「社内監査委員」と同様に、最も多いのは「経理・財務」(20.9%)、次いで「営業」(14.7%)である。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 経理・財務	40	20.9	19	16.5
2 総務	4	2.1	1	0.9
3 人事・労務	6	3.1	3	2.6
4 法務	18	9.4	14	12.2
5 監査・検査・審査	15	7.9	5	4.3
6 企画(社長室等を含む)	10	5.2	6	5.2
7 購買	4	2.1	1	0.9
8 営業	28	14.7	19	16.5
9 研究開発	9	4.7	4	3.5
10 情報システム	2	1.0	0	0.0
11 製造	4	2.1	0	0.0
12 関連事業	0	0.0	0	0.0
13 1～12以外	28	14.7	21	18.3
無回答	23	12.0	22	19.1
合計	191		115	

問7 会社法施行(平成18年5月1日)後の補欠役員の選任の有無

- ・ 補欠役員を選任した会社は見られなかった。委員会設置会社においては、各委員会の委員は、取締役会において選任されるため、仮に委員会に欠員が生じたとしても、適宜取締役会において選任することができるという点で、監査役設置会社の監査役の場合と異なる。ただし、社外取締役が各委員会の過半数という要件を充たす必要があるなど、委員会設置会社についても、補欠役員を選任するニーズがないわけではない。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 補欠役員を選任した	0	0.0	0	0.0
2 補欠役員は選任していない	67	100.0	39	100.0
合計	67		39	

問7 - 1 補欠役員の人数

補欠役員の選任なし

問7 - 2 補欠役員の報酬（複数回答）

補欠役員の選任なし

問8 補欠役員の選任に係る決議が効力を有する期間に関する定款の規定の有無（会社法施行規則第96条第3項）

- 補欠役員を選任するニーズがあまり高くないためか、選任決議の有効期限に関する定款を設けている会社は2社に止まる。また、その場合の期間については、2社とも「1年」であり、取締役の法定任期に合わされている。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 設けている	2	3.0	0	0.0
2 設けていない	62	92.5	38	97.4
無回答	3	4.5	1	2.6
合計	67		39	

（定款に定めている期間）

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1年	2	100.0	0	0.0
合計	2		0	

問9 補助取締役及び補助使用人（監査委員会スタッフ）

**補助取締役の設置の有無**

- 補助取締役を「設置している」会社が5社(7.5%)ある。また、その場合の人数については、4社が「1人」としている。なお、「0人」が1社見られるのは、ポストは設けているものの現在空席となっているか、誤記入のどちらかではないかと思われる。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 設置している	5	7.5	4	10.3
2 設置していない	62	92.5	35	89.7
合計	67		39	

## 補助取締役の人数

で「1 設置している」を選択した会社のみ回答

	全体			
	うち独立企業			
	回答数	%	回答数	%
0人	1	20.0	1	25.0
1人	4	80.0	3	75.0
「設置している」会社の平均(人)	0.8		0.8	
合計	5		4	

## 監査委員会の補助使用人の設置の有無

- 補助使用人を「設置している」会社が 73.1%に上り、監査役設置会社(37.5%)に比べて、約倍である。

	全体			
	うち独立企業			
	回答数	%	回答数	%
1 設置している	49	73.1	32	82.1
2 設置していない	18	26.9	7	17.9
合計	67		39	

## 補助使用人の人数(専属、兼務)

で「1 設置している」を選択した会社のみ回答

(全体)

- 補助使用人の平均人数は 2.9 人である(監査役設置会社; 1.8 人)。ただし、最も多いのは「1人」(40.8%)、次いで「2人」(24.5%)となっている。

	全体			
	うち独立企業			
	回答数	%	回答数	%
1人	20	40.8	9	28.1
2人	12	24.5	8	25.0
3人	5	10.2	3	9.4
4人	3	6.1	3	9.4
5人	6	12.2	6	18.8
6人以上	3	6.1	3	9.4
「設置している」会社の平均(人)	2.9		3.6	
合計	49		32	

(専属スタッフ数)

- ・ 専属スタッフを設置している会社の専属スタッフの平均人数は、2.2 人である。最も多いのは「1 人」(42.9%)である。
- ・ 専属スタッフがない会社(「0 人」24.5%)は少数であり、多くの会社では、専属スタッフを設けている。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0 人	12	24.5	12	37.5
1 人	21	42.9	8	25.0
2 人	7	14.3	4	12.5
3 人	2	4.1	1	3.1
4 人	1	2.0	1	3.1
5 人	4	8.2	4	12.5
6 人以上	2	4.1	2	6.3
平均(人)	1.6		1.8	
専属スタッフがいる会社の平均(人)	2.2		2.9	
合計	49		32	

(兼務スタッフ数)

- ・ 兼務スタッフを設置している会社の兼務スタッフの平均人数は、3.6 人である。ただし、兼務スタッフを置いていない会社(「0 人」65.3%)が多数である。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0 人	32	65.3	17	53.1
1 人	5	10.2	4	12.5
2 人	4	8.2	3	9.4
3 人	2	4.1	2	6.3
4 人	3	6.1	3	9.4
5 人	1	2.0	1	3.1
6 人以上	2	4.1	2	6.3
平均(人)	1.2		1.8	
兼務スタッフがいる会社の平均(人)	3.6		3.9	
合計	49		32	

## 補助使用人の職務内容（複数回答）

で「1 設置している」を選択した会社のみ回答

- 「監査の事前準備」(95.9%)、「監査委員会など会議の事務局」(93.9%)、「監査委員会の議事録等の作成・整備」(91.8%)が9割を超えている。
- 監査役設置会社に比べて、全体的に大幅に選択率が高く、まさに「監査委員会の職務」を補助すべき取締役又は使用人の役割を果たしているといえそうである。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 監査の事前準備（スケジュール調整、情報収集等を含む）	47	95.9	30	93.8
2 監査（調査）の同行	44	89.8	27	84.4
3 監査調書の作成	35	71.4	20	62.5
4 監査委員を代行しての調査、ヒアリング等の実施	31	63.3	22	68.8
5 監査委員会など会議の事務局	46	93.9	29	90.6
6 監査委員会の議事録等の作成・整備	45	91.8	29	90.6
7 監査方針、監査計画の原案作成	40	81.6	25	78.1
8 秘書業務	20	40.8	12	37.5
9 その他	2	4.1	1	3.1
合計	49		32	

《「その他」回答》

「グループ会社の監査委員（及び監査委員スタッフ）との意見交換会の開催」1社

## 補助使用人に対する監査委員会の同意権など何らかの関与権の有無（複数回答）

で「1 設置している」を選択した会社のみ回答

- 「人事異動」については、ほぼ全社(98.0%)で監査委員会が関与している。「人事評価」(79.6%)及び「懲戒処分」(63.3%)についても、比較的高い。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 人事異動	48	98.0	31	96.9
2 人事評価	39	79.6	25	78.1
3 懲戒処分	31	63.3	17	53.1
4 その他	0	0.0	0	0.0
合計	49		32	

## 監査委員会の運営

### 問 10 監査委員会規則（監査委員会規程）の制定の有無

- ・ 全ての会社が監査委員会規則(監査委員会規程)を制定している。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 制定している	67	100.0	39	100.0
2 現在は制定していないが、今後制定する予定	0	0.0	0	0.0
3 現在は制定しておらず、今後も制定する予定はない	0	0.0	0	0.0
合計	67		39	

### 問 11 監査委員会の運営状況

#### 監査委員会の開催回数

- ・ 最も回答の多かった層は「5～11回」の47.8%であり、監査役設置会社の監査役会と同じである(監査役会；43.5%)。
- ・ 平均開催回数は11.2回であり、監査役会と比べて、大きな差はない(監査役会；10.4回)。
- ・ 多数開催層「13回～」(34.3%)についても、監査役会とほぼ同じである(監査役会；32.7%)。
- ・ 「0回」が1社みられるが、これは「直近の株主総会で初めて委員会設置会社へ移行した」会社2社のうちの1社である。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0回	1	1.5	1	2.6
1～3回	2	3.0	1	2.6
4回	0	0.0	0	0.0
5～11回	32	47.8	19	48.7
12回	7	10.4	5	12.8
13回～	23	34.3	12	30.8
無回答	2	3.0	1	2.6
平均(回)	11.2		10.4	
合計	67		39	

### 監査委員会の開催のタイミング

- ・ 取締役会当日に開催している会社（選択肢2及び3）が53.7%に上る（監査役設置会社の監査役会の場合78.9%）。なお、この場合、取締役会の前に開催する(20.9%)よりも、後に開催する(32.8%)の方が多し。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 取締役会開催日より1日以上前	10	14.9	8	20.5
2 取締役会当日、開催前	14	20.9	8	20.5
3 取締役会当日、開催後	22	32.8	15	38.5
4 取締役会開催日より1日以上後	0	0.0	0	0.0
5 取締役会と無関係に開催	17	25.4	6	15.4
6 その他	1	1.5	1	2.6
無回答	3	4.5	1	2.6
合計	67		39	

#### 《「その他」回答》

「原則として、取締役会当日」1社

### 監査委員及び補助取締役又は補助使用人以外の監査委員会の出席者（複数回答）

- ・ 「会計監査人」が74.6%と最も多し。その他では、「内部監査部門等の長」(62.7%)、「執行役」(58.2%)、「内部統制部門の長」(50.7%)が50%を超えた。
- ・ 監査役設置会社の監査役会に比べて、各項目とも大幅に数値が高い。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 取締役（執行役を兼ねる場合を含む）	30	44.8	21	53.8
2 執行役	39	58.2	24	61.5
3 会計監査人	50	74.6	28	71.8
4 弁護士	3	4.5	2	5.1
5 内部監査部門等（監査委員会監査基準第14条第1項参照）の長	42	62.7	29	74.4
6 内部統制部門（コンプライアンス、リスク管理、経理財務部門など） （監査委員会監査基準第14条第3項参照）の長	34	50.7	22	56.4
7 上記5～6以外の部課長	19	28.4	10	25.6
8 子会社の役職員	14	20.9	9	23.1
9 親会社の役職員	1	1.5	0	0.0
10 その他	1	1.5	0	0.0
無回答	4	6.0	2	5.1
合計	67		39	



監査委員会における決議、協議、又は報告事項（複数回答）

- ・ 回答の上位は、「監査方針の決定」（91.0%）、「監査計画又は監査実施計画の決定」（89.6%）、「監査委員会の議長又は招集者の決定」（88.1%）、「執行役からの報告受領・意見交換」（80.6%）であり、これらが8割を超えた。
- ・ 監査役設置会社の監査役会に比べて、「執行役からの報告受領・意見交換」（80.6%）が大幅に高い（監査役会；「取締役からの報告受領・意見交換」49.9%）。また、「代表執行役又は取締役会に対する指摘又は意見表明事項の決定」（46.3%）も高い（監査役会；「代表取締役又は取締役会に対する指摘又は意見表明事項の決定」31.3%）。
- ・ 他方、「各監査委員の監査実施結果の報告受領・意見交換」（64.2%）が低い（監査役会；「各監査役の監査実施結果の報告受領・意見交換」82.2%）。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 監査委員会の議長又は招集者の決定	59	88.1	33	84.6
2 監査方針の決定	61	91.0	35	89.7
3 監査計画又は監査実施計画の決定	60	89.6	35	89.7
4 監査委員会の職務の分担	51	76.1	26	66.7
5 監査費用の予算	15	22.4	10	25.6
6 会計監査人の再任の可否	46	68.7	24	61.5
7 指名監査委員等（監査委員会監査基準第8条第1項各号）の選定	43	64.2	22	56.4
8 執行役からの報告受領・意見交換	54	80.6	31	79.5
9 各監査委員の監査実施結果の報告受領・意見交換	43	64.2	22	56.4
10 株主総会における監査委員会監査結果の口頭報告者の決定	27	40.3	18	46.2
11 各監査委員の権限行使に関する協議	13	19.4	5	12.8
12 代表執行役又は取締役会に対する指摘又は意見表明事項の決定	31	46.3	16	41.0
13 内部統制システムの整備に関する基本方針における監査委員会関連事項の決定	33	49.3	23	59.0
14 その他	7	10.4	6	15.4
15 特になし	0	0.0	0	0.0
無回答	4	6.0	2	5.1
合計	67		39	

《「その他」回答》

「監査委員会規則改訂」「執行役からの諮問事項についての協議」「内部統制部門・内部監査部門からの報告受領」「会計監査人からの報告受領・意見交換」「会計監査人選定方針の決定」「会計監査人の解任、不再任の決定の方針」「会計監査人の選任の可否」「期末監査実施事項の確認」「翌月の常勤監査委員の月次業務計画の報告」「SOX法に基づく非監査サービス業務の承認監査委員の指名（決議）」「補助使用人の人事異動に関する事前報告」

## 問 12 社外監査委員との情報共有

### 社外監査委員との情報の共有方法

- ・ 「可能な限りあらゆる情報を共有」が大多数であり、94.0%に上る。監査役設置会社の監査役会に比べても高い（監査役会；80.6%）。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 可能な限りあらゆる情報を共有している	63	94.0	37	94.9
2 一部共有していない情報がある	1	1.5	1	2.6
3 あまり意識していない	0	0.0	0	0.0
無回答	3	4.5	1	2.6
合計	67		39	

### 社外監査委員との情報の共有が出来ない理由（複数回答）

で「2 一部共有していない情報がある」を選択した会社のみ回答

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 重要性が乏しい情報だから	1	100.0	1	100.0
2 社外機密性が高い情報だから	0	0.0	0	0.0
3 専門的過ぎる情報だから	0	0.0	0	0.0
4 社外監査委員には伝えづらい、会社固有の情報だから	0	0.0	0	0.0
5 その他	0	0.0	0	0.0
無回答	0	0.0	0	0.0
合計	1		1	

### 問 13 監査委員会議事録

会社法における法定記載事項の増加（会社法施行規則第 111 条）による監査委員会議事録の記載内容の変化の有無

- ・ 「記載内容が変わった」が 26.9%であり、監査役設置会社の監査役会の場合と同数である（監査役会 26.9%）。他方、「変わっていない」が約 7 割（68.7%）に上り、同様に監査役会とほぼ同数である（監査役会；71.3%）。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 記載内容が変わった	18	26.9	10	25.6
2 記載内容は変わっていない	46	68.7	27	69.2
無回答	3	4.5	2	5.1
合計	67		39	

#### 監査委員会議事録の記載内容

- ・ 「発言の要旨のみ記載」が約 7 割(70.1%)に上る（監査役会；80.2%）。他方、「社内か社外かにかかわらず発言内容を詳細に記載」が約 2 割(19.4%)あり、監査役設置会社の監査役会の場合よりも高い（監査役会；11.9%）。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 特に社外監査委員の発言内容を詳細に記載している	2	3.0	2	5.1
2 社内監査委員、社外監査委員にかかわらず、発言内容を詳細に記載している	13	19.4	10	25.6
3 発言の要旨のみを記載している	47	70.1	24	61.5
4 その他	4	6.0	3	7.7
無回答	1	1.5	0	0.0
合計	67		39	

#### 《「その他」回答》

「発言の要旨と決定内容」「重要な発言があった場合、その要旨を記載している」「決議反対があった場合に記載。但し別途討議録を事務局に作成保管」「上記「3 発言の要旨のみを記載している」の詳細な議事録を別途作成している」「詳細議事録及び全社法議事録の二本立てとしている」

## 監査活動の状況

### 問 14 監査委員会監査基準

#### 監査委員会監査基準の策定の有無

- 「策定している」が7割(70.1%)に止まる(監査役設置会社; 82.9%)。また、「今後も策定する予定はない」も16.4%あり、監査役設置会社よりも高い(監査役設置会社; 7.8%)。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 策定している	47	70.1	24	61.5
2 策定していないが、今後策定する予定	8	11.9	7	17.9
3 策定していないし、今後も策定する予定はない	11	16.4	8	20.5
無回答	1	1.5	0	0.0
合計	67		39	

#### 日本監査役協会が策定している監査委員会監査基準の適用状況

で「1 策定している」を選択した会社のみ回答

- 「概ね同じ内容」が44.7%と半数に満たない。その他は、「半分程度同じ」(27.7%)と「あまり意識した内容になっていない」(27.7%)が同数となっている。自社なりに相当程度のアレンジを加えている会社が多いようである。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 協会の監査委員会監査基準と概ね同じ内容である	21	44.7	16	66.7
2 協会の監査委員会監査基準と半分程度同じ内容である	13	27.7	4	16.7
3 協会の監査委員会監査基準をあまり意識した内容になっていない	13	27.7	4	16.7
合計	47		24	

### 問 15 監査計画

#### 監査計画の策定頻度

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 策定している	66	98.5	38	97.4
2 策定していない	1	1.5	1	2.6
合計	67		39	

監査計画に盛り込まれているもの（複数回答）

で「1 策定している」を選択した会社のみ回答

- ・ 回答の上位3項目は、「監査方針」(95.5%)、「監査上の重要課題(重点監査項目)」(86.4%)、「監査の方法」(75.8%)となっている。
- ・ 「監査委員会の職務の分担」が47.0%と半数にも満たない。これは、監査役設置会社の監査役会と比べて、大幅に低い(監査役会；68.3%)。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 監査方針	63	95.5	36	94.7
2 監査上の重要課題（重点監査項目）	57	86.4	32	84.2
3 監査委員会の職務の分担	31	47.0	17	44.7
4 監査範囲・対象	45	68.2	28	73.7
5 監査実施時期	44	66.7	27	71.1
6 監査の方法	50	75.8	28	73.7
7 監査費用	12	18.2	8	21.1
8 その他	1	1.5	1	2.6
無回答	1	1.5	1	2.6
合計	66		38	

監査上の重要課題（重点監査項目）として定めた項目（3項目記載）

で「2 監査上の重要課題（重点監査項目）」を選択した会社のみ回答

- 「内部統制システムの構築・運用状況の監査」24社
- 「財務報告に係る内部統制の監査」12社
- 「取締役・執行役の意思決定の適正性、業務執行の効率性」20社
- 「コンプライアンス体制の監査」17社
- 「リスク管理体制の監査」10社
- 「内部監査部門等との関係」5社
- 「会計監査人との関係」4社
- 「グループ監査体制の整備」14社

代表執行役又はその他の執行役、取締役会に対する監査計画の報告・説明の有無（複数回答）

で「1 策定している」を選択した会社のみ回答

- ・ 「取締役会に対して報告・説明」が8割（80.3%）と最も多い（監査役設置会社；54.7%）。
- ・ （代表）執行役や取締役会に報告・説明を行っていない会社は2社（3.0%）であり、少数に止まる。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 代表執行役に対して報告・説明を行っている	25	37.9	16	42.1
2 代表執行役以外の執行役に対して報告・説明を行っている	16	24.2	11	28.9
3 取締役会に対して報告・説明を行っている	53	80.3	27	71.1
4 代表執行役又はその他の執行役、取締役会に対して報告・説明は行っていない	2	3.0	2	5.3
無回答	1	1.5	0	0.0
合計	66		38	

#### 問 16 非常勤の社外監査委員の役割（複数回答）

非常勤社外監査委員がいる会社のみ回答

- ・ 「職務分担をしている」が4割（40.9%）に上る（監査役設置会社の非常勤社外監査役；36.4%）ほか、明確な職務分担はしていないものの、「定例的に監査を実施」が16.7%（同4.9%）、「非定例的に監査を実施」が25.8%（同15.2%）に上っており、監査役設置会社の社外監査役に比べて、総じて監査活動への関与が高い。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 職務の分担をしている	27	40.9	12	30.8
2 職務の明確な分担はしていないが、 <b>定例的</b> に監査を実施している	11	16.7	6	15.4
3 職務の明確な分担はしていないが、 <b>非定例的</b> に監査を実施している	17	25.8	6	15.4
4 職務の明確な分担はしていないが、取締役会、監査委員会等において大所高所から、又は専門家・経験者としての立場から意見を述べている	39	59.1	27	69.2
5 その他	2	3.0	2	5.1
合計	66		39	

《「その他」回答》

「取締役会、監査委員会等において大所高所から、又は専門家・経験者としての立場から意見を述べている」1社。「監査委員会の準備、審議を通じての定期的な監査および事業所、関係会社の訪問およびマネジメントとの面談等を通じての非定例的な監査の両方を実施している」1社。

問 17 **非常勤の社外監査委員**の監査活動（複数回答）

非常勤社外監査委員がいる会社のみ回答

- ・ 全ての会社が「取締役、執行役、会計監査人等からのヒアリング・報告聴取に同席」している。
- ・ これ以外にも、「重要会議への出席」(56.1%)、「書類の閲覧」(50.0%)、「現場往査」(56.1%)の各項目において、監査役設置会社の非常勤社外監査役を軒並み大きく上回っており、監査活動の内容も、より充実しているといえそうである。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 経営会議、執行役会議等の重要会議に出席する	37	56.1	18	46.2
2 必要に応じて取締役、執行役、会計監査人などからのヒアリング・報告聴取に同席する	66	100.0	39	100.0
3 必要に応じて書類の閲覧を行う	33	50.0	19	48.7
4 必要に応じて現場往査を行う	37	56.1	16	41.0
5 その他	1	1.5	1	2.6
合計	66		39	

問 18 監査費用

監査費用の予算化の有無

- ・ 「予算化している」会社が 38.8%であり、監査役設置会社の監査役会に比べて低い（監査役会；47.2%）。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 予算化している	26	38.8	15	38.5
2 予算化していない	40	59.7	24	61.5
無回答	1	1.5	0	0.0
合計	67		39	

### 監査費用（実額ベース、単体ベース）

- ・ 最も多い層は、監査役設置会社の監査役の場合と同様に、「50万円未満」(32.8%)となっている（監査役；31.9%）
- ・ 逆に、「1,000万円以上」の高額層（選択肢7、8、9）が2割近く(17.9%)あり、監査役と比べて大幅に多い（監査役；3.4%）

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 50万円未満	22	32.8	10	25.6
2 50万円～100万円未満	6	9.0	6	15.4
3 100万円～200万円未満	6	9.0	4	10.3
4 200万円～400万円未満	7	10.4	5	12.8
5 400万円～600万円未満	3	4.5	1	2.6
6 600万円～1,000万円未満	5	7.5	0	0.0
7 1,000万円～2,000万円未満	8	11.9	4	10.3
8 2,000万円～5,000万円未満	2	3.0	2	5.1
9 5,000万円以上	2	3.0	1	2.6
無回答	6	9.0	6	15.4
合計	67		39	

### 問 19 代表執行役との定期的会合

#### 代表執行役との定期的会合の実施状況

- ・ 「実施している」(59.7%)と「概ね実施している」(4.5%)が合わせて64.2%（監査役；74.3%）他方、「あまり実施していない」(13.4%)と「実施していない」(20.9%)が合わせて34.3%に上り（監査役；25.1%）監査役ほど実施されていない。監査委員会の監査委員は取締役でもあり、執行役を監督する職責をも有することから、「定期的会合」の意味合いが両制度では異なることが数値に表れたものと思われる。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 実施している	40	59.7	26	66.7
2 概ね実施している	3	4.5	2	5.1
3 あまり実施していない	9	13.4	6	15.4
4 実施していない	14	20.9	4	10.3
無回答	1	1.5	1	2.6
合計	67		39	



## 代表執行役との定期的会合の頻度

で「1 実施している」「2 概ね実施している」を選択した会社のみ回答

- 「1～2回」が46.5%と最も多く、次いで「3～6回」(30.2%)である。この点、監査役設置会社では、「3～6回」(41.9%)が最も多く、次いで「1～2回」(37.3%)となっており、監査委員会のほうが開催回数は少なめである。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 1～2回	20	46.5	10	35.7
2 3～6回	13	30.2	10	35.7
3 7～11回	5	11.6	4	14.3
4 12回以上	4	9.3	3	10.7
無回答	1	2.3	1	3.6
合計	43		28	

## 代表執行役との定期的会合における意見交換のテーマ（複数回答）

で「1 実施している」「2 概ね実施している」を選択した会社のみ回答

- 回答の上位3項目は、「会社が対処すべき課題」(93.0%)、「会社を取り巻くリスク」(88.4%)、「経営方針の確認」(67.4%)となっている。
- 監査役設置会社と比べて、「最近の監査結果の問題点」(46.5%)が大幅に低い（監査役；69.8%）。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 経営方針の確認	29	67.4	17	60.7
2 会社が対処すべき課題	40	93.0	25	89.3
3 会社を取り巻くリスク	38	88.4	24	85.7
4 監査委員会監査の環境整備の状況	10	23.3	8	28.6
5 最近の監査結果の問題点	20	46.5	13	46.4
6 その他	2	4.7	2	7.1
無回答	2	4.7	2	7.1
合計	43		28	

《「その他」回答》

「四半期、半期、期末決算内容」1社。「経営方針を社内にもどのように浸透させているか」1社。

代表執行役との定期的会合をあまり（ほとんど）実施していない理由（複数回答）

で「3 あまり実施していない」「4 実施していない」を選択した会社のみ回答

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 不定期に随時対話ができるので、定期的会合は不要だから	20	87.0	8	80.0
2 他の執行役との会合を実施しているから	3	13.0	2	20.0
3 代表執行役が必要性を感じてくれないから	0	0.0	0	0.0
4 経営会議等に出席して自由に意見を述べるので、必要性を感じていないから	20	87.0	7	70.0
5 その他	0	0.0	0	0.0
無回答	0	0.0	0	0.0
合計	23		10	

《「その他」回答》

「取締役会で対応している。取締役 10 人中社外は 5 人で全員が監査委員」1 社。

問 20 取締役会との関係

取締役監査委員に対する取締役会付議議案及びその関連資料の提供状況

- ・ 「必ず事前に提供」が最も多く 5 割(50.7%)を占めた。次いで「議案又は場合により事前に提供」(40.3%)となっており、いずれも監査役と比べて高い。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 必ず事前に提供される	34	50.7	26	66.7
2 議案又は場合により、事前に提供される	27	40.3	9	23.1
3 会議の場で配布される	3	4.5	1	2.6
4 その他	2	3.0	2	5.1
無回答	1	1.5	1	2.6
合計	67		39	

《「その他」回答》

「当日配布が多い」「事前に提供されるが、議案又は場合により会場の場で配布される」「基本的に事前に提供されるか、当日配布される場合もある」

### 取締役会付議議案及びその関連資料に対する事前質問又は意見開陳の機会の有無

- 「必ず事前」に質問又は意見開陳する機会が設けられている会社が31.3%あり、監査役の場合と比べて、やや高い（監査役；25.0%）。また、「事前に意見を述べる機会は設けられていない」会社は11.9%に止まり、監査役の場合と比べて低い（監査役；23.6%）。

	全体			
	うち独立企業			
	回答数	%	回答数	%
1 必ず事前に質問や意見を述べる機会が設けられている	21	31.3	16	41.0
2 議案又は場合により、事前に質問や意見を述べる機会が設けられている	35	52.2	18	46.2
3 事前に質問や意見を述べる機会は設けられていない	8	11.9	4	10.3
無回答	3	4.5	1	2.6
合計	67		39	

### 取締役会における監査委員の発言状況

- 「無回答」を除いて、全ての会社が「議長からの求めがなくとも必要あれば発言している」としている。

	全体			
	うち独立企業			
	回答数	%	回答数	%
1 議長からの発言の求めに応じて、発言している	0	0.0	0	0.0
2 議長からの発言の求めがなくとも、必要があれば発言している	64	95.5	38	97.4
3 その他	0	0.0	0	0.0
4 ほとんど発言していない	0	0.0	0	0.0
無回答	3	4.5	1	2.6
合計	67		39	

### 取締役会における監査委員としての立場を意識した発言の有無

- 「常に監査委員としての立場を意識して発言」が65.7%と最も多い(監査役：75.4%)。次いで「雰囲気等に応じて自由に発言」が25.4%である（監査役；18.3%）。監査役のほうが、監査担当者としての立場をより強く意識し、発言しているようである。

	全体			
	うち独立企業			
	回答数	%	回答数	%
1 常に監査委員としての立場を意識した発言を心がけている	44	65.7	21	53.8
2 雰囲気等に応じて、自由に発言している	17	25.4	14	35.9
3 特に意識していない	2	3.0	2	5.1
4 その他	1	1.5	1	2.6
無回答	3	4.5	1	2.6
合計	67		39	

《「その他」回答》

「監査委員としての発言に加え、取締役として発言している」1社。

取締役会における監査委員の発言

- ・ 「とくに断りのない限り監査委員会の意見として受け止められている」が3割(29.9%)に上り、「とくに断りのない限り個人の意見として受け止められている」(16.4%)の約倍となっている。この点、監査役会設置会社については、とくに断りのない限り「監査役会の意見として受け止め」(16.0%)よりも、「個人の意見として受け止め」(25.7%)のほうが多い。委員会設置会社の各委員会については、その職務執行状況の取締役会への報告義務(会社法 417 )が課されており、これが差となって表れたものと思われる。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 監査委員会の意見か、個人の意見かがわかるよう発言している	24	35.8	17	43.6
2 とくに断りのない限り、監査委員会の意見として受け止められている	20	29.9	5	12.8
3 とくに断りのない限り、個人の意見として受け止められている	11	16.4	10	25.6
4 監査委員会の意見か、個人の意見かはあまり意識せず発言している	9	13.4	6	15.4
5 その他	0	0.0	0	0.0
無回答	3	4.5	1	2.6
合計	67		39	

問 21 取締役会における意見表明や質問に対する執行部の受け止め方

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 非常に真摯に受け止められている	49	73.1	31	79.5
2 ある程度真摯に受け止められている	15	22.4	7	17.9
3 あまり真摯に受け止められていない	0	0.0	0	0.0
4 真摯には受け止められていない	0	0.0	0	0.0
無回答	3	4.5	1	2.6
合計	67		39	

問 22 取締役会の監査の留意事項（3項目選択）

- ・ 回答の上位3項目は、「付議議案が上程されるに至る事前検討の充分性」(59.7%)、「付議されるべき議案の遺漏の有無」(50.7%)、「担当取締役からの報告・説明の充分性」(50.7%)である。
- ・ 監査役設置会社と比べて、「付議議案に関する説明資料の充分性」(47.8%)が大幅に低い一方（監査役；68.6%）、「付議されるべき議案の遺漏の有無」(50.7%)が高い（監査役；37.9%）。付議議案の遺漏の有無への意識が高いのは、取締役会の一員たる取締役として、執行役に対する監督の意識が反映していることが考えられる。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 付議議案に関する説明資料の充分性	32	47.8	22	56.4
2 付議議案が上程されるに至る事前検討の充分性	40	59.7	22	56.4
3 付議されるべき議案の遺漏の有無	34	50.7	18	46.2
4 付議議案に関する各取締役の議論の充分性	32	47.8	13	33.3
5 担当取締役からの報告・説明の充分性	34	50.7	26	66.7
6 取締役の発言・質問の状況	12	17.9	6	15.4
7 その他	0	0.0	0	0.0
無回答	3	4.5	1	2.6
合計	67		39	

問 23 取締役会以外の経営会議、執行役会議等の実質的な意思決定機関の有無

- ・ 「ある」が94.0%と大多数に上る。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 ある	63	94.0	36	92.3
2 ない	3	4.5	2	5.1
無回答	1	1.5	1	2.6
合計	67		39	

問 23 - 1 実質的な意思決定機関への監査委員の出席状況

問 23 で「1 ある」を選択した会社のみ回答

- ・ 「予め決めた一部の監査委員が出席」が最も多く 73.0%を占めている。「全ての監査委員が出席」も 11.1%ある。他方、「監査委員は出席していない」は 11.1%に止まる。全体として、監査役設置会社の監査役と比べて、大きな違いは見られない。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 全ての監査委員が出席している	7	11.1	4	11.1
2 予め決めた一部の監査委員が出席している	46	73.0	22	61.1
3 監査委員の輪番で出席している	0	0.0	0	0.0
4 その他	3	4.8	3	8.3
5 監査委員は出席していない	7	11.1	7	19.4
合計	63		36	

《「その他」回答》

「補助使用人が出席」3社。

問 23 - 2 実質的な意思決定機関の付議議案及びその関連資料の監査委員への提供状況

問 23 - 1 で「5 監査委員は出席していない」以外を選択した会社のみ回答

- ・ 「必ず事前に提供」(46.4%)と「議案又は場合により事前に提供」(44.6%)がほぼ同数となっている。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 必ず事前に提供される	26	46.4	13	44.8
2 議案又は場合により、事前に提供される	25	44.6	13	44.8
3 会議の場で配布される	4	7.1	2	6.9
4 その他	1	1.8	1	3.4
合計	56		29	

問 23 - 3 実質的な意思決定機関における監査委員の発言状況

問 23 - 1 で「5 監査委員は出席していない」以外を選択した会社のみ回答

	全体			
	うち独立企業			
	回答数	%	回答数	%
1 議長からの発言の求めに応じて、発言している	7	12.5	4	13.8
2 議長からの発言の求めがなくとも、必要があれば発言している	46	82.1	24	82.8
3 その他	2	3.6	1	3.4
4 ほとんど発言していない	1	1.8	0	0.0
合計	56		29	

《「その他」回答》

「執行役の会議であり重要なものについては発言している」1社。

問 23 - 4 実質的な意思決定機関における監査委員としての立場を意識した発言の有無

問 23 - 1 で「5 監査委員は出席していない」以外を選択した会社のみ回答

- ・ 「常に監査委員としての立場を意識して発言」が 83.9%であり、取締役会の場合(問 20 参照：65.7%)と比べて、大幅に高い。経営会議や執行役会議は、執行役を中心とする主として会社の業務執行事項を扱う会議であることから、監査委員の発言としても、より監督・監査の視点に重心が置かれているものと思われる。

	全体			
	うち独立企業			
	回答数	%	回答数	%
1 常に監査委員としての立場を意識した発言を心がけている	47	83.9	24	82.8
2 雰囲気等に応じて、自由に発言している	7	12.5	3	10.3
3 特に意識していない	1	1.8	1	3.4
4 その他	1	1.8	1	3.4
合計	56		29	

問23 - 5 実質的な意思決定機関に出席しない場合の監査委員に対する会議資料の提供状況（複数回答）

問23で「1 ある」を選択した会社のみ回答

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 必ず会議資料の提供がある	43	68.3	20	55.6
2 必ず執行部からの説明がある	9	14.3	5	13.9
3 議案又は場合により、会議資料の提供がある	6	9.5	5	13.9
4 議案又は場合により、執行部からの説明がある	9	14.3	4	11.1
5 その他	7	11.1	6	16.7
無回答	4	6.3	3	8.3
合計	63		36	

《「その他」回答》

「必ず出席する」3社。「当該会議に関するDBの閲覧権限を有する」1社。「議事録の送付あり」1社。

問24 監査委員の実地調査の実施の有無

- ・ 監査委員が実地調査を「行う」会社は7割(70.1%)である。なお、監査役設置会社については、本問に該当する設問がないため、単純比較はできないが、監査役と比べて、実地調査を行っている会社の割合は低いようである。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 行う	47	70.1	28	71.8
2 行わない	20	29.9	11	28.2
合計	67		39	



問 25 監査委員の実地調査の対象（複数回答）

問 24 で「1 行う」を選択した会社のみ回答

- ・ 「本店(本社各部門)」が 87.2%と最も多い。その他では、「会社法上の子会社」(72.3%)、「支店」(59.6%)、「事業所・営業所」(57.4%)、「海外の子会社」(55.3%)が5割を超えている。
- ・ 監査役設置会社と比べて、「海外の子会社」(55.3%)及び「海外の支店・事業所・営業所」(29.8%)が大幅に高い(監査役;それぞれ 26.0%、9.1%)。委員会設置会社の回答会社は、公開・大会社が多く、またメーカーの割合が高いことから、そもそも海外拠点・海外子会社を有する会社が多いことが数字として表れているものと思われる。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 本店(本社各部門)	41	87.2	23	82.1
2 支店	28	59.6	14	50.0
3 工場	22	46.8	11	39.3
4 事業所・営業所	27	57.4	12	42.9
5 会社法上の子会社	34	72.3	21	75.0
6 関連会社	8	17.0	5	17.9
7 海外の支店・事業所・営業所	14	29.8	7	25.0
8 海外の子会社	26	55.3	13	46.4
9 海外の関連会社	5	10.6	1	3.6
10 取引先	2	4.3	0	0.0
11 その他	2	4.3	2	7.1
合計	47		28	

《「その他」回答》

「倉庫会社」1社。

問 26 常勤監査委員および非常勤監査委員が実地調査に要した「のべ日数」

問 24 で「1 行う」を選択した会社のみ回答

- ・ 常勤監査委員については、「年 20 日以内」が 27.0%と最も多い。次いで「年 30 日以内」(21.6%)である。常勤監査委員については、全体として監査役と大きな違いは見られない。「年 30 日超」(選択肢 7、8)が 35.1%であり、常勤監査役(28.9%)に比べて高いのは、海外拠点・海外子会社への往査の割合が高いことも影響しているものと思われる。
- ・ 非常勤監査委員については、「年 5 日以内」が 27.7%と最も多い。次いで「なし」が 25.5%、「年 20 日以内」が 21.3%となっている。非常勤監査役については「なし」が最も多く半数近く(46.1%)を占めており、非常勤監査委員の活発な活動振りは、往査日数の面でも表れている。

常勤監査委員

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 なし	0	0.0	0	0.0
2 年 3 日以内	1	2.7	1	4.8
3 年 5 日以内	3	8.1	2	9.5
4 年 10 日以内	2	5.4	2	9.5
5 年 20 日以内	10	27.0	5	23.8
6 年 30 日以内	8	21.6	4	19.0
7 年 50 日以内	7	18.9	3	14.3
8 年 51 日以上	6	16.2	4	19.0
合計	37		21	

非常勤監査委員

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 なし	12	25.5	10	35.7
2 年 3 日以内	3	6.4	3	10.7
3 年 5 日以内	13	27.7	8	28.6
4 年 10 日以内	5	10.6	0	0.0
5 年 20 日以内	10	21.3	4	14.3
6 年 30 日以内	1	2.1	1	3.6
7 年 50 日以内	1	2.1	1	3.6
8 年 51 日以上	0	0.0	0	0.0
無回答	2	4.3	1	3.6
合計	47		28	

## 問 27 決算短信の監査

上場会社のみ回答

### 連結財務諸表の作成の有無

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 連結財務諸表を作成している	47	94.0	31	91.2
2 連結財務諸表は作成していない(個別のみ)	3	6.0	3	8.8
合計	50		34	

### 決算短信の取締役会への付議状況

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 取引所への提出前に、決議事項として付議されている	34	68.0	22	64.7
2 取引所への提出前に、報告事項として付議されている	10	20.0	7	20.6
3 取引所への提出後に、追認決議事項として付議されている	0	0.0	0	0.0
4 取引所への提出後に、報告事項として付議されている	1	2.0	1	2.9
5 取引所への提出前にも提出後にも付議されていない	2	4.0	2	5.9
6 取締役会には付議されていないが、経営会議、執行役員会議等には付議されている	3	6.0	2	5.9
合計	50		34	

### 決算短信の公表日

- ・ いわゆる「45日ルール」に従って公表した会社(選択肢1～4の合計)は70.0%であり、監査役設置会社とほぼ同率である(監査役設置会社; 69.3%)

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 決算期末から20日以内	2	4.0	1	2.9
2 決算期末から30日以内	18	36.0	5	14.7
3 決算期末から40日以内	5	10.0	4	11.8
4 決算期末から45日以内	10	20.0	10	29.4
5 決算期末から50日以内	8	16.0	8	23.5
6 決算期末から55日以内	4	8.0	3	8.8
7 決算期末から56日以後	1	2.0	1	2.9
無回答	2	4.0	2	5.9
合計	50		34	

監査委員会による決算短信の監査実施の有無

- 「監査した」が62.0%に止まり、監査役と比べて、大幅に低い(監査役; 80.8%)

	全体			
	うち独立企業			
	回答数	%	回答数	%
1 監査した	31	62.0	20	58.8
2 監査していない	18	36.0	13	38.2
無回答	1	2.0	1	2.9
合計	50		34	

監査委員会による決算短信の監査の対象(複数回答)

で「1 監査した」を選択した会社のみ回答

- 監査役と比べて、「決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」(54.8%)が大幅に低い(監査役; 73.4%)。その他の項目については、監査役とほぼ同じである。

	全体			
	うち独立企業			
	回答数	%	回答数	%
1 決算短信作成の業務プロセスを監査した	11	35.5	8	40.0
2 決算短信に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	17	54.8	14	70.0
3 決算短信のうち財務情報を監査した	17	54.8	10	50.0
4 決算短信のうち非財務情報を監査した	16	51.6	9	45.0
無回答	1	3.2	1	5.0
合計	31		20	

問 28 有価証券報告書の作成の有無

	全体			
	うち独立企業			
	回答数	%	回答数	%
1 作成会社である	51	76.1	35	89.7
2 作成会社ではない	16	23.9	4	10.3
合計	67		39	

## 問 29 有価証券報告書の取締役会への付議状況

問 28 で「1 作成会社である」を選択した会社のみ回答

- ・ 取締役会に付議されていない会社が半数以上(53.0%)に上る(選択肢 5、6 の合計)。ただし、取締役会には付議されていないものの、経営会議・執行役会議等には付議されている会社が 15.7%ある。
- ・ 他方、当局への提出前に取締役会に付議されている会社は、4 割(39.2%)に止まる(決議事項として付議 19.6%、報告事項として付議 19.6%)。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 当局への提出前に、決議事項として付議されている	10	19.6	6	17.1
2 当局への提出前に、報告事項として付議されている	10	19.6	5	14.3
3 当局への提出後に、追認決議事項として付議されている	0	0.0	0	0.0
4 当局への提出後に、報告事項として付議されている	1	2.0	1	2.9
5 当局への提出前にも提出後にも付議されていない	19	37.3	14	40.0
6 取締役会には付議されていないが、経営会議、執行役会議等には付議されている	8	15.7	7	20.0
無回答	3	5.9	2	5.7
合計	51		35	

## 問 30 監査委員会による有価証券報告書の監査実施の有無

問 28 で「1 作成会社である」を選択した会社のみ回答

- ・ 「監査している」が半数(49.0%)に止まり、決算短信の監査実施率(問 27 参照：62.0%)より 13 ポイント低い。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 監査している	25	49.0	16	45.7
2 監査していない	23	45.1	16	45.7
無回答	3	5.9	3	8.6
合計	51		35	

問 31 監査委員会による有価証券報告書の監査の対象（複数回答）

問 30 で「1 監査している」を選択した会社のみ回答

- ・ 5 割を超えた項目は、「有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した」（64.0%）及び「有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した」（52.0%）の 2 項目に止まる。また、全般に監査実施率が低調である。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 有価証券報告書作成の業務プロセスを監査した	13	52.0	9	56.3
2 有価証券報告書に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査した	16	64.0	12	75.0
3 有価証券報告書のうち財務情報を監査した	9	36.0	7	43.8
4 有価証券報告書のうち非財務情報を監査した	11	44.0	7	43.8
合計	25		16	

問 32 - 1 グループ監査委員連絡会などの設置の有無

「子会社を有する」会社のみ回答

- ・ 「設けている」が約 6 割(58.9%)に上り、監査役設置会社(40.3%)とは逆に、設けている会社のほうが多い。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 設けている	33	58.9	20	54.1
2 設けていない	22	39.3	16	43.2
無回答	1	1.8	1	2.7
合計	56		37	

問 32 - 2 グループ監査委員連絡会の位置付け・性格（複数回答）

問 32 - 1 で「1 設けている」を選択した会社のみ回答

- ・ 監査役設置会社と同様に、「グループ内監査委員(監査役)の相互の情報交換の場」(90.9%)と位置づけている会社が殆どである(監査役設置会社; 92.4%)。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 研修会・勉強会	12	36.4	6	30.0
2 グループ内監査委員(監査役)の相互の情報交換の場	30	90.9	17	85.0
3 グループに監査方針等を伝達し監査体制の充実を図る場	17	51.5	10	50.0
4 グループにおける監査上の課題を発見し、解決策を見出す場	6	18.2	4	20.0
5 その他	3	9.1	2	10.0
合計	33		20	

《「その他」回答》

「当社グループの経営方針、その他情報の伝達の場」1社。「持株会社の監査委員長への報告」1社。

問 32 - 3 グループ監査委員連絡会規程の有無

問 32 - 1 で「1 設けている」を選択した会社のみ回答

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 作成している	5	15.2	4	20.0
2 作成していない	26	78.8	15	75.0
無回答	2	6.1	1	5.0
合計	33		20	

問 32 - 4 グループ監査委員連絡会の開催回数

問 32 - 1 で「1 設けている」を選択した会社のみ回答

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0回	0	0.0	0	0.0
1回	10	30.3	4	20.0
2回	7	21.2	6	30.0
3回	1	3.0	0	0.0
4回	5	15.2	4	20.0
5回	1	3.0	1	5.0
6回以上	9	27.3	5	25.0
平均(回)	4.2		4.2	
合計	33		20	



問 32 - 5 グループ内における監査上の情報の収集方法（複数回答）

「子会社を有する」会社のみ回答

- ・ 回答の上位3項目は、「内部監査部門等からの報告」（76.8%）、「グループ内監査委員（監査役）からの報告」（62.5%）、「監査委員による往査」（60.7%）である。
- ・ 監査役設置会社に比べて、「内部監査部門等からの報告」（76.8%）及び「グループ内監査委員（監査役）からの報告」（62.5%）が大幅に高い（監査役設置会社；それぞれ 58.3%、41.3%）。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 内部監査部門等からの報告	43	76.8	32	86.5
2 子会社管理部門からの報告	27	48.2	20	54.1
3 グループ内監査委員（監査役）からの報告	35	62.5	20	54.1
4 グループ内会計監査人からの報告	21	37.5	16	43.2
5 親会社役員が子会社監査委員（監査役）を兼務している	27	48.2	15	40.5
6 親会社監査委員が子会社監査委員（監査役）を兼務している	15	26.8	12	32.4
7 親会社監査委員会の補助使用人が子会社監査委員（監査役）を兼務している	6	10.7	5	13.5
8 監査委員による往査	34	60.7	20	54.1
9 グループ監査委員連絡会やグループ内の監査部門の連絡会などの設置により情報を収集している	27	48.2	17	45.9
10 社内情報システム（イントラネット等）上に情報を掲載し、グループ会社における監査情報を回覧・閲覧できるシステムになっている	4	7.1	4	10.8
11 その他	2	3.6	2	5.4
合計	56		37	

《「その他」回答》

「監査委員（常勤）がグループ社長会に出席し情報収集している」1社。

問 32 - 6 子会社等を調査する際の重点的なチェック項目（3項目選択）

「子会社を有する」会社のみ回答

- ・ 回答の上位3項目は、「子会社等の事業、決算、財務の状況」(69.6%)、「子会社等の内部統制システムの整備状況」(51.8%)、「子会社等の代表取締役（代表執行役）に対するヒアリング」(42.9%)であり、監査役設置会社と同じである。また、数値的にも、大きな差は見られない（監査役設置会社；それぞれ75.5%、45.8%、41.4%）。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 親会社の経営方針・経営計画と子会社等のそれとの整合性	21	37.5	13	35.1
2 子会社等の内部統制システムの整備状況	29	51.8	20	54.1
3 子会社等の事業、決算、財務の状況	39	69.6	24	64.9
4 親子会社間、又は子会社等が親会社以外の会社との間で行う一般的でない取引の有無	5	8.9	2	5.4
5 親会社による子会社管理の状況、親子会社間の情報伝達体制	8	14.3	7	18.9
6 子会社等の代表取締役（代表執行役）に対するヒアリング	24	42.9	14	37.8
7 子会社等の取締役、監査委員（監査役）に対するヒアリング	6	10.7	4	10.8
8 子会社等の会計監査人の監査結果	10	17.9	10	27.0
9 子会社等が抱える特有の問題・課題への対応状況	18	32.1	10	27.0
10 その他	0	0.0	0	0.0
無回答	1	1.8	1	2.7
合計	56		37	

## 内部監査部門等との関係の状況

### 問 33 内部監査部門等との関係

内部監査部門その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署(「内部監査部門等」という。監査委員会監査基準第14条第1項参照)の有無

- ・ 「ある」が82.1%と多数を占めている。なお、内部監査部門等の設置率については、監査役設置会社においても76.4%(上場会社においては90.8%)に上っており、委員会設置会社と監査役設置会社の差は殆ど見られない。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 独立の部署がある	55	82.1	38	97.4
2 独立の部署はない	12	17.9	1	2.6
合計	67		39	

## 内部監査部門等に所属する使用人の人数

で「1 独立の部署がある」を選択した会社のみ回答

(全体)

- ・ 「内部監査部門等」に所属する使用人の人数は平均 11.4 人である。これは、監査役設置会社の 2 倍以上であり(監査役設置会社; 5.0 人、上場会社でも 5.6 人) 陣容については、委員会設置会社のほうが大きく上回っている。
- ・ 内部監査部門等の陣容は、各社ごとに様々であり、回答が最も多い層は「11 人以上」の 34.6% になる一方、次に多い層は「2 人」(16.4%)である。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1人	4	7.3	3	7.9
2人	9	16.4	8	21.1
3人	4	7.3	2	5.3
4人	3	5.5	2	5.3
5人	6	10.9	3	7.9
6人	2	3.6	1	2.6
7人	4	7.3	2	5.3
8人	2	3.6	1	2.6
9人	0	0.0	0	0.0
10人	2	3.6	1	2.6
11~30人	14	25.5	10	26.3
31~50人	4	7.3	4	10.5
51人以上	1	1.8	1	2.6
平均(人)	11.4		13.2	
合計	55		38	

( 専属スタッフ数 )

- ・ 専属の使用人がいない会社は 1 割に止まる(10.9%)。これは、監査役設置会社と変わらない ( 監査役設置会社 ; 10.9% )
- ・ 専属スタッフがいる会社の専属スタッフの平均人数は、11.6 人である ( 監査役設置会社 ; 4.7 人 )

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0人	6	10.9	3	7.9
1人	9	16.4	8	21.1
2人	3	5.5	2	5.3
3人	2	3.6	2	5.3
4人	2	3.6	1	2.6
5人	6	10.9	2	5.3
6人	1	1.8	1	2.6
7人	5	9.1	3	7.9
8人	1	1.8	1	2.6
9人	0	0.0	0	0.0
10人	2	3.6	1	2.6
11～30人	13	23.6	9	23.7
31～50人	4	7.3	4	10.5
51人以上	1	1.8	1	2.6
平均(人)	10.4		12.2	
専属がいる会社における平均(人)	11.6		13.3	
合計	55		38	

(兼務スタッフ数)

- ・ 「内部監査部門等」に兼務スタッフを置かない会社が多く、約7割(69.1%)を占める(監査役設置会社; 66.1%)。他方、兼務スタッフがいる会社の兼務スタッフの平均人数は、3.3人である(監査役設置会社; 2.5人)。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0人	38	69.1	27	71.1
1人	7	12.7	5	13.2
2人	2	3.6	2	5.3
3人	2	3.6	0	0.0
4人	2	3.6	2	5.3
5人	1	1.8	0	0.0
6人	0	0.0	0	0.0
7人	1	1.8	0	0.0
8人	1	1.8	1	2.6
9人	0	0.0	0	0.0
10人	0	0.0	0	0.0
11人	1	1.8	1	2.6
平均(人)	1.0		0.9	
兼務がいる会社における平均(人)	3.3		3.3	
合計	55		38	

(平均人数)

	全体	
		うち独立企業
全体(人)	11.4	13.2
専属(人)	10.4	12.2
専属がいる会社における平均(人)	11.6	13.3
兼務(人)	1.0	0.9
兼務がいる会社における平均(人)	3.3	3.3

### 内部監査部門等の監査計画の受領状況（ は1つ）

で「1 独立の部署がある」を選択した会社のみ回答

- ・ 監査計画の報告を受けている会社が殆どであり、94.5%を占める。これは、監査役設置会社と変わらない(監査役設置会社；94.0%)。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 報告を受けている	52	94.5	36	94.7
2 報告を受けていない	3	5.5	2	5.3
合計	55		38	

### 内部監査部門等に対する監査委員会の監査計画の伝達状況

で「1 独立の部署がある」を選択した会社のみ回答

- ・ 「伝達している」が85.5%と多数を占める。ただし、問33（内部監査部門等から監査委員会への報告)に比べて、9ポイント低い。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 伝達している	47	85.5	32	84.2
2 伝達していない	8	14.5	6	15.8
合計	55		38	

### 内部監査部門等に対する特定事項の調査依頼の有無

で「1 独立の部署がある」を選択した会社のみ回答

- ・ 「ある」が85.5%と多数を占める。監査役設置会社においては約6割(63.2%)に止まっており、この点においては、両制度間で違いが見られる。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 ある	47	85.5	32	84.2
2 ない	8	14.5	6	15.8
合計	55		38	

## 内部監査部門等の監査結果の受領状況（複数回答）

で「1 独立の部署がある」を選択した会社のみ回答

- ・ 内部監査部門等の監査結果の報告を受けていない会社は皆無に近く（「報告はを受けていない」1.8%）、大多数の会社では監査委員会への報告が為されている。
- ・ 報告方法については、「定期的」が最も多く約9割(87.3%)、「監査委員会が求めた場合」が34.5%である。「問題事象があるとき」も約3割(29.1%)に上る（監査役設置会社においては、それぞれ79.0%、25.2%、29.5%）。

	全体			
	うち独立企業		うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 定期的に報告を受けている	48	87.3	34	89.5
2 問題事象があるときに、報告を受ける	16	29.1	12	31.6
3 監査委員会が報告を求めた場合に、報告を受ける	19	34.5	13	34.2
4 報告はを受けていない	1	1.8	1	2.6
合計	55		38	

## 監査委員会の監査結果の内部監査部門等への伝達状況（複数回答）

で「1 独立の部署がある」を選択した会社のみ回答

- ・ 「伝達していない」は7.3%に止まり、監査委員会の監査結果を何らかの形で伝達している会社が殆どである。
- ・ 伝達方法については、「定期的」が54.5%と最も多く、「問題事象があるとき」も49.1%とほぼ同率となっている（監査役設置会社においては、それぞれ38.2%、55.8%）。

	全体			
	うち独立企業		うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 定期的に伝達している	30	54.5	23	60.5
2 問題事象があるときに、伝達している	27	49.1	16	42.1
3 内部監査部門等から求められたときに、伝達している	5	9.1	3	7.9
4 伝達はしていない	4	7.3	2	5.3
合計	55		38	



## 会計監査人との連系の状況

### 問 34 会計監査人（一時会計監査人を含む）との連係

会計監査人として選任している監査法人又は公認会計士（複数回答）

- ・ 3大監査法人（新日本、トーマツ、あずさ）の占める割合が9割（94.0％）を超えている。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 新日本監査法人	34	50.7	9	23.1
2 監査法人トーマツ	13	19.4	11	28.2
3 あずさ監査法人	16	23.9	15	38.5
4 あらた監査法人	3	4.5	3	7.7
5 太陽A S G監査法人	0	0.0	0	0.0
6 東陽監査法人	0	0.0	0	0.0
7 その他の監査法人	2	3.0	2	5.1
8 個人の公認会計士	0	0.0	0	0.0
合計	67		39	

《「その他」回答》

「新橋監査法人」1社。「霞が関監査法人」1社。

### 会計監査人との会合の開催回数

- ・ 平均開催回数は、5.4回である。最も多いのは「5～6回」(29.9%)であり、次いで「3～4回」(26.9%)である。監査役設置会社と比べて、「0～2回」(22.4%)が多いためか（監査役設置会社；11.4%）平均開催回数がやや下回っている（監査役設置会社；5.8回）。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
0～2回	15	22.4	5	12.8
3～4回	18	26.9	11	28.2
5～6回	20	29.9	14	35.9
7～9回	5	7.5	2	5.1
10～12回	4	6.0	3	7.7
13回以上	4	6.0	3	7.7
無回答	1	1.5	1	2.6
平均（回）	5.4		6.1	
合計	67		39	

### 監査委員会と会計監査人との間で行った情報・意見交換の内容（複数回答）

- ・ 回答の上位3項目は、「会計監査人の監査計画の内容について説明があった」（95.5%）、「会計監査人の監査計画を受領した」（92.5%）、「職務遂行に関する事項（計規 159 条）の通知・説明を受け、意見交換を行った」（82.1%）であり、それぞれ8割を超えた。
- ・ 監査委員会サイドからの情報提供については、「監査体制や監査計画等の情報提供をした」（29.9%）、「監査委員会監査の実施状況について情報提供をした」（16.4%）、「会計監査人監査に影響を及ぼすと思われる社内情報を提供した」（16.4%）となっている。監査役設置会社に比べて、いずれも低い（監査役設置会社；それぞれ 43.6%、32.0%、21.1%）。
- ・ 「重要な会計方針や会計処理の適用について意見交換を行った」が 74.6%に上り、監査役設置会社に比べて 20 ポイントも高い（監査役設置会社；54.6%）。また、「会計監査人と取締役（執行役）との間で見解が相違した事項について報告・説明を受けた」も 23.9%に上り、同様に監査役設置会社に比べて 15 ポイントも高い（監査役設置会社；8.8%）。一般に財務諸表に及ぼす影響が大きいと考えられる重要な会計方針・会計処理の適用方法や取締役（執行役）と会計監査人間における見解の相違事項について、監査役（会）よりも監査委員会のほうが、会計監査人との間で関係が緊密に図られている。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 会計監査人の監査計画を受領した	62	92.5	34	87.2
2 会計監査人の監査計画の内容について、説明があった	64	95.5	36	92.3
3 会計監査人から、監査報酬及び非監査報酬の額について、説明があった	32	47.8	23	59.0
4 会計監査人と、会社・企業集団を取り巻く環境について、情報・意見交換を行った	31	46.3	20	51.3
5 会計監査人から、新たな会計基準の設定・改定について、情報提供があった	33	49.3	18	46.2
6 重要な会計方針や会計処理の適用について、意見交換を行った	50	74.6	25	64.1
7 内部統制の評価・問題点や監査上のリスクについて、意見交換を行った	44	65.7	21	53.8
8 会計監査人から、監査の実施状況について、適時に説明があった	50	74.6	32	82.1
9 会計監査人より、会計監査人が発見した不正又は違法等の行為に関して、報告・相談を受けた	4	6.0	4	10.3
10 会計監査人から、その職務の遂行に関する事項（会社計算規則第159条）の通知・説明を受け、意見交換を行った	55	82.1	29	74.4
11 会計監査人から、会計監査人と取締役との間で見解が相違した事項について、報告・説明を受けた	16	23.9	5	12.8
12 監査委員会から、監査委員会の監査体制や監査計画等に関して、会計監査人に情報提供を行った	20	29.9	13	33.3
13 監査委員会から、監査委員会監査の実施状況について、会計監査人に情報提供を行った	11	16.4	5	12.8
14 監査委員会から、会計監査人の監査に影響を及ぼすと思われる社内情報等の情報提供を行った	11	16.4	6	15.4
15 その他	0	0.0	0	0.0
無回答	1	1.5	1	2.6
合計	67		39	

### 会計監査人による監査現場への立会いや監査講評の同席の有無（複数回答）

- 「往査・棚卸」又は「監査講評」のいずれにも「立会いも同席もしていない」が最も多く49.3%を占めている（監査役設置会社；12.8%）。「往査・棚卸」（31.3%）や「監査講評」（29.9%）への立会い・同席も3割程度であり、この点でも、監査役設置会社と大きく異なっている（監査役設置会社；それぞれ69.1%、59.9%）。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 往査・棚卸に立会い又は同席をしている	21	31.3	13	33.3
2 監査講評に立会い又は同席をしている	20	29.9	13	33.3
3 いずれも立会いも同席もしていない	33	49.3	17	43.6
無回答	3	4.5	2	5.1
合計	67		39	

### 会計監査人に期待すること（複数回答）

- 回答の上位3項目は、「内部統制の的確な評価」(91.0%)、「厳格な会計監査(監査の質の確保)」(86.6%)、「専門家としての適切な判断」(83.6%)であり、いずれも8割を超えた。
- 「会計基準の改正等の情報提供」と「会計監査以外の経理・財務・会計・内部統制に関する助言・アドバイス」を除き、監査役設置会社よりも監査委員会のほうが、選択率が軒並み高くなっている。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 内部統制の的確な評価	61	91.0	34	87.2
2 厳格な会計監査（監査の質の確保）	58	86.6	33	84.6
3 効率的な監査	43	64.2	28	71.8
4 会計基準の改正等の情報提供	30	44.8	20	51.3
5 専門家としての適切な判断	56	83.6	32	82.1
6 経営者からの独立性確保と客観・公正な意見表明	36	53.7	26	66.7
7 監査委員会への適時・的確な報告	50	74.6	33	84.6
8 子会社等の監査実施状況の報告	33	49.3	20	51.3
9 会計監査以外の経理・財務・会計・内部統制に関する助言・アドバイス	24	35.8	17	43.6
10 その他	0	0.0	0	0.0
合計	67		39	

問 35 会計監査人（一時会計監査人を含む）の報酬等の額の決定

会計監査人の報酬等への監査委員会の同意手続の有無

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 行った	56	83.6	30	76.9
2 行っていない	11	16.4	9	23.1
合計	67		39	

会計監査人の報酬等への同意に至る経緯

で「1 行った」を選択した会社のみ回答

- ・ 「担当執行役等から提案された当初案どおり同意に至った」が83.9%と多数を占めている。
- ・ 監査委員会からの指摘に基づく調整の有無及びその状況については、指摘があったケースは少数であるが、その内容については、指摘に基づき「減額した額で同意」と「増額した額で同意」がそれぞれ3.6%ずつとなっている。
- ・ 全体的に、監査役設置会社と変わりはない。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 担当執行役又は会社担当部署（以下、「担当執行役等」という）から提案された当初案どおり、同意に至った	47	83.9	24	80.0
2 担当執行役等から提案された当初案について、監査委員会の指摘に基づき調整を行い、減額した額で同意に至った	2	3.6	1	3.3
3 担当執行役等から提案された当初案について、監査委員会の指摘に基づき調整を行い、増額した額で同意に至った	2	3.6	2	6.7
4 上記1～3以外の経緯で、同意に至った	2	3.6	2	6.7
5 同意に至らなかった	0	0.0	0	0.0
無回答	3	5.4	1	3.3
合計	56		30	

会計監査人の報酬等に同意の際の担当執行役等からの説明又は情報提供の有無

で「1 行った」を選択した会社のみ回答

- ・ 「あった」が94.6%と大多数を占める（監査役設置会社；88.7%）。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 あった	53	94.6	28	93.3
2 なかった	2	3.6	2	6.7
無回答	1	1.8	0	0.0
合計	56		30	

会計監査人の報酬等の同意の際に説明又は情報提供をした担当執行役等（複数回答）

で「1 あった」を選択した会社のみ回答

- ・ 担当執行役から説明・情報提供があった会社が77.4%に上る（監査役設置会社；56.2%）。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 担当執行役	41	77.4	22	78.6
2 経理担当者	20	37.7	10	35.7
3 その他	1	1.9	1	3.6
合計	53		28	

担当執行役等からの説明又は情報提供の内容（複数回答）

で「1 あった」を選択した会社のみ回答

- ・ 回答の上位は、「担当執行役等に対して行われた、会計監査人からの説明内容」（81.1%）、「担当執行役等が会計監査人と協議した経過・内容」（77.4%）などとなっている。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 担当執行役等が会計監査人と協議した経過・内容	41	77.4	20	71.4
2 担当執行役等に対して行われた、会計監査人からの説明内容（報酬額算定の根拠・考え方など）	43	81.1	21	75.0
3 上記2の会計監査人からの説明に対する担当執行役等の見解	22	41.5	12	42.9
4 担当執行役等と会計監査人との間で、とくに議論となった事項	8	15.1	3	10.7
5 その他	2	3.8	1	3.6
無回答	2	3.8	1	3.6
合計	53		28	

《「その他」回答》

「他社の状況」2社。

担当執行役等の説明又は情報提供の十分性

で「1 あった」を選択した会社のみ回答

- ・ 「十分」(39.6%)と「ある程度十分」(28.3%)を合わせると 67.9%であり、前向きな評価が7割近い。
- ・ 他方、消極的な評価は 1.9%(1社)に止まる。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 十分なものであった	21	39.6	14	50.0
2 ある程度十分なものであった	15	28.3	8	28.6
3 普通	13	24.5	4	14.3
4 やや不十分なものであった	1	1.9	0	0.0
5 不十分なものであった	0	0.0	0	0.0
無回答	3	5.7	2	7.1
合計	53		28	

監査委員会と担当執行役等との間における会計監査人の報酬に関する見解の相違や議論の有無

で「1 行った」を選択した会社のみ回答

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 あった	6	10.7	3	10.0
2 なかった	47	83.9	25	83.3
無回答	3	5.4	2	6.7
合計	56		30	

見解の相違点や議論となった事項（複数回答）

で「1 あった」を選択した会社のみ回答

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 報酬額算定の基礎となる、監査人員の算定の根拠・考え方	1	16.7	1	33.3
2 報酬額算定の基礎となる、監査日数の算定の根拠・考え方	3	50.0	2	66.7
3 報酬額算定の基礎となる、監査担当者の単価設定の根拠・考え方	2	33.3	1	33.3
4 報酬額算定の基礎となる、監査対象の数・監査実施範囲の根拠・考え方	3	50.0	1	33.3
5 その他	0	0.0	0	0.0
合計	6		3	

会計監査人の報酬等の同意に関する会計監査人からの説明又は情報提供の有無

で「1 行った」を選択した会社のみ回答

- ・ 「あった」が60.7%に上る。ただし、「担当執行役等からの説明・情報提供」(94.6%、問35)に比べると、大幅に少ない。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 あった	34	60.7	18	60.0
2 なかった	20	35.7	11	36.7
無回答	2	3.6	1	3.3
合計	56		30	



## 会計監査人からの説明又は情報提供の内容（複数回答）

で「1 あった」を選択した会社のみ回答

- ・ 回答の上位3項目は、「監査日数」(88.2%)、「監査対象・監査範囲」(67.6%)、「監査人員」(52.9%)である。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 会計監査人が担当執行役等と協議した経過・内容	11	32.4	8	44.4
2 報酬額算定の基礎となる、監査人員の算定の根拠・考え方	18	52.9	13	72.2
3 報酬額算定の基礎となる、監査日数の算定の根拠・考え方	30	88.2	15	83.3
4 報酬額算定の基礎となる、監査担当者の単価設定の根拠・考え方	11	32.4	7	38.9
5 報酬額算定の基礎となる、監査対象の数・監査実施範囲の根拠・考え方	23	67.6	11	61.1
6 担当執行役等と会計監査人との間で、とくに議論となった事項	2	5.9	1	5.6
7 報酬に関する他社の動向や客観データなどの情報	5	14.7	2	11.1
8 担当会計士が属する監査法人又は事務所に関する、売上高などの財務情報	1	2.9	0	0.0
9 その他	0	0.0	0	0.0
合計	34		18	

## 会計監査人の説明又は情報提供の十分性

で「1 あった」を選択した会社のみ回答

- ・ 「普通」が38.2%と最も多い。
- ・ 「十分」(32.4%)と「ある程度十分」(23.5%)を合わせると55.9%であり、前向きな評価は約半数に止まる。他方、消極的な評価も殆どなく、2.9%(1社)に止まる。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 十分なものであった	11	32.4	10	55.6
2 ある程度十分なものであった	8	23.5	2	11.1
3 普通	13	38.2	5	27.8
4 やや不十分なものであった	1	2.9	0	0.0
5 不十分なものであった	0	0.0	0	0.0
無回答	1	2.9	1	5.6
合計	34		18	

## 会計監査人の報酬等の同意判断にあたり検討・考慮した点（複数回答）

で「1 行った」を選択した会社のみ回答

- ・ 回答の上位は、「会計監査人の監査計画の内容」(89.3%)、「監査日数・時間の見積もりの相当性」(78.6%)、「前年度の報酬額」(78.6%)、「監査担当者(監査チーム)の監査体制(人員、能力等)」(60.7%)である。当該4項目は、監査役設置会社と同じである（ただし、順位は異なる）。
- ・ 全体的に監査役設置会社と大きな違いは見られない。ただし、「会計監査人の監査計画の内容」(89.3%)及び「監査担当者の単価設定の相当性」(51.8%)については、監査役設置会社よりも大幅に上回っている（監査役設置会社；それぞれ69.5%、32.2%）。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 会計監査人の監査計画の内容	50	89.3	26	86.7
2 非監査業務の委託状況（内容、報酬金額）	10	17.9	7	23.3
3 監査担当者（監査チーム）の監査体制（人員、能力等）	34	60.7	19	63.3
4 監査日数・時間の見積もりの相当性	44	78.6	22	73.3
5 監査担当者の単価設定の相当性	29	51.8	13	43.3
6 監査対象の数・監査実施範囲の見積もりの相当性	27	48.2	12	40.0
7 前年度の報酬額	44	78.6	20	66.7
8 報酬に関する他社の動向や客観データとの対比	23	41.1	13	43.3
9 担当会計士が属する監査法人又は事務所に関する、売上高などの財務情報	1	1.8	1	3.3
10 担当執行役等と会計監査人が協議した内容やそれらの間でとくに議論となった事項	14	25.0	4	13.3
11 その他	0	0.0	0	0.0
無回答	4	7.1	3	10.0
合計	56		30	

## 会計監査人の報酬等の同意の対象としての報酬の範囲

で「1 行った」を選択した会社のみ回答

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 会社法上の監査に係る報酬と金融商品取引法上の監査に係る報酬を区分せず、その合計額について同意を行った（包括同意）	43	76.8	22	73.3
2 会社法上の監査に係る報酬には同意を行ったが、金融商品取引法上の監査に係る報酬については同意の対象としなかった	6	10.7	2	6.7
無回答	7	12.5	6	20.0
合計	56		30	

### 会計監査人の報酬等に同意のための社内プロセスの決定の有無

- ・ 「定めた」が67.2%を占め、予め社内手続を明確化した会社が多い。これは、監査役設置会社の約2倍に上る（監査役設置会社；33.9%）。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 定めた	45	67.2	21	53.8
2 定めていない	20	29.9	16	41.0
無回答	2	3.0	2	5.1
合計	67		39	

### 会計監査人の報酬等の同意のための社内プロセスの内容（複数回答）

で「1 定めた」を選択した会社のみ回答

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 担当執行役等から説明を聴取する機会を設けた	30	66.7	16	76.2
2 内部監査部門等から説明を聴取する機会を設けた	3	6.7	3	14.3
3 会計監査人から説明を聴取する機会を設けた	16	35.6	11	52.4
4 担当執行役等、内部監査部門等、会計監査人から説明又は情報提供を受けるべき事項を定めた	11	24.4	3	14.3
5 その他	1	2.2	1	4.8
合計	45		21	

《「その他」回答》

「監査委員会の付議事項（同意）として規則に定めており、説明の上同意することとしている」1社。

会計監査人の報酬等に対する同意制度の実務における問題点等（複数回答）

- ・ 「同業他社の報酬レベルなど、比較参考情報が少ない」が最も多く、34.3%である。次いで「とくに問題はない」（26.9%）となっている。
- ・ 全体的に選択率が低めであり、目立って大きな問題点はなさそうである。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 法令上は会社法監査報酬のみが同意対象とはいえ、金融商品取引法監査と一体化した報酬額で契約しているため、会社法監査報酬のみを区分して同意することができないなど、法制度と実態との間に隔たりがある	12	17.9	6	15.4
2 会計監査人からの説明や情報提供が、同意判断に必要なものとは言い難い	10	14.9	6	15.4
3 同業他社の報酬レベルなど、比較参考情報が少ない	23	34.3	15	38.5
4 会計監査人たる監査法人・事務所の経営成績や財政状態を情報開示する仕組みが必要である	4	6.0	2	5.1
5 会計監査人に対し、会社が連結計算書類監査の一環として、その支出において子会社の監査も依頼しているが、当該部分の報酬について、同意判断に必要な子会社に関する情報が充分に入手できない	1	1.5	0	0.0
6 報酬の同意制度だけでは、実務上十分ではないので、監査委員会に報酬決定権を付与することが必要である	5	7.5	1	2.6
7 その他	4	6.0	3	7.7
8 とくに問題はない	18	26.9	10	25.6
無回答	14	20.9	5	12.8
合計	67		39	

《「その他」回答》

「当該同意と審議する時期」1社。「会計士のランクに応じた請求単価の妥当性の評価」1社。「会計監査人と執行側との間での報酬額の交渉において、意見の相違がありなかなか妥結できない」1社。

## 監査委員の報酬

### 問 36 監査委員の報酬等の内容（複数回答）

- ・ 無回答が 14.9%とやや高いが、「月額報酬(定額基本給のみ)」が 77.6%と最も多い。
- ・ 監査委員に業績連動給を導入している会社は 7.5%であり、監査役設置会社の場合(6.7%)とほぼ同率である。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 月額報酬（定額基本給＋業績連動給）	5	7.5	2	5.1
2 月額報酬（定額基本給のみ）	52	77.6	36	92.3
3 賞与の支給制度	35	52.2	21	53.8
4 退職慰労金の支給制度	24	35.8	13	33.3
5 スtock・オプションの支給制度	20	29.9	14	35.9
無回答	10	14.9	0	0.0
合計	67		39	

### 問 37 監査委員への賞与の支給の有無

問 36 で「3 賞与の支給制度」を選択した会社のみ回答

- ・ 監査委員に対する賞与の支給制度がある会社であっても、実際に支給があった会社は約半数（54.3%）に止まり、監査役設置会社の場合（49.2%）と大きな差は見られない。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 監査委員への賞与の支給があった	19	54.3	6	28.6
2 監査委員への賞与の支給はなかった	16	45.7	15	71.4
合計	35		21	

問 38 監査委員の報酬額

監査委員の年額報酬レベル（ストック・オプション、退職慰労金を除く）

（社内常勤）

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
～500万円未満	0	0.0	0	0.0
500万円～1,000万円未満	1	3.4	1	4.8
1,000万円～1,500万円未満	11	37.9	9	42.9
1,500万円～2,000万円未満	5	17.2	4	19.0
2,000万円～3,000万円未満	8	27.6	3	14.3
3,000万円以上	4	13.8	4	19.0
合計	29		21	

（社外常勤）

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
～500万円未満	0	0.0	0	0.0
500万円～1,000万円未満	1	20.0	1	25.0
1,000万円～1,500万円未満	1	20.0	1	25.0
1,500万円～2,000万円未満	1	20.0	1	25.0
2,000万円～3,000万円未満	1	20.0	0	0.0
3,000万円以上	1	20.0	1	25.0
合計	5		4	

（社内非常勤）

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
～500万円未満	0	0.0	0	0.0
500万円～1,000万円未満	0	0.0	0	0.0
1,000万円～1,500万円未満	2	100.0	1	100.0
1,500万円～2,000万円未満	0	0.0	0	0.0
2,000万円～3,000万円未満	0	0.0	0	0.0
3,000万円以上	0	0.0	0	0.0
合計	2		1	

( 社外非常勤 )

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
～ 500 万円未満	36	34.6	28	34.6
500 万円～ 1,000 万円未満	40	38.5	32	39.5
1,000 万円～ 1,500 万円未満	21	20.2	14	17.3
1,500 万円～ 2,000 万円未満	3	2.9	3	3.7
2,000 万円～ 3,000 万円未満	4	3.8	4	4.9
3,000 万円以上	0	0.0	0	0.0
合計	104		81	

三委員会の委員への手当の支給の有無

- ・ 三委員会の委員には一切手当を支給していない会社が 56.7% と最も多い。
- ・ 監査委員にのみ何らかの(上乘せ)手当が支給されている会社 ( 選択肢 2 及び 3 ) は 9% に止まる。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 委員会の委員には、三委員会同額の手当が支給されている	4	6.0	3	7.7
2 三委員会それぞれに手当があるが、監査委員には他の委員より多額の手当が支給されている	3	4.5	3	7.7
3 監査委員のみに手当が支給されている	3	4.5	3	7.7
4 どの委員会の委員にも手当は支給されていない	38	56.7	21	53.8
5 その他	4	6.0	4	10.3
無回答	15	22.4	5	12.8
合計	67		39	

《「その他」回答》

- 「取締役の報酬は、社内、社外で定める。委員長手当あり」1社。「三委員会の議長のみ手当あり」1社。  
 「監査委員会議長のみ手当あり」1社。「委員としての手当はないが、他の社外取締役より高額」1社。

その他会社法関連事項

問 39 内部統制システムに係る取締役会決議（会社法第 416 条第 1 項第 1 号ロホ、会社法施行規則第 112 条）

大会社のみ回答

会社法施行(平成 18 年 5 月 1 日)に伴い最初に決議した内部統制システムに係る取締役会決議についての見直しの決議の有無

- ・ 会社法の施行後 1 年余りが経過したが、見直し決議を「行った」会社が 56.7%と半数以上に上った。とくに独立企業においては、71.1%と 7 割に上った。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 行った	34	56.7	27	71.1
2 行っていない	26	43.3	11	28.9
合計	60		38	



## 見直した項目（複数回答）

で「1 行った」を選択した会社のみ回答

- 回答の上位は、「損失危険管理体制」(67.6%)、「法令等遵守体制」(61.8%)、「企業集団内部統制」(58.8%)である。会社法（416条1項1号口及び八）に掲げられた事項のうち、「監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性」(41.2%)と「情報保存管理体制」(47.1%)を除く全ての項目については50%以上となっており、見直し決議を行った会社の多くは、大幅な改定を行ったものと思われる。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項	17	50.0	12	44.4
2 上記1の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項	14	41.2	10	37.0
3 執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制	18	52.9	13	48.1
4 上記1～3のほか、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制	19	55.9	14	51.9
5 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	21	61.8	16	59.3
6 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	16	47.1	11	40.7
7 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	23	67.6	18	66.7
8 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	18	52.9	13	48.1
9 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	17	50.0	12	44.4
10 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	20	58.8	15	55.6
11 財務報告の適正性を確保するための体制	13	38.2	10	37.0
12 企業理念・企業統治に関する考え方	9	26.5	6	22.2
13 その他	4	11.8	3	11.1
無回答	2	5.9	2	7.4
合計	34		27	

### 《「その他」回答》

「見直しの決議は不要であることを確認した」3社。「他規制との整合性、文言修正など」1社。

#### 問 40 買収防衛策の導入状況

「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 127 条）」の決定の有無

- ・ 全体で「定めた」が約 2 割(19.4%)に上り、その他に「検討はした」(40.3%)と「検討もしていない」(38.8%)がほぼ同数の約 4 割ずつとなっている。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 定めている	13	19.4	6	15.4
2 検討はしたが、定めていない	27	40.3	19	48.7
3 検討もしていない	26	38.8	14	35.9
無回答	1	1.5	0	0.0
合計	67		39	

#### 株主の意思を問うために採用した方法

で「1 定めている」を選択した会社のみ回答

- ・ 対応については、各社でバラツキが見られる。ただし、定款変更を行った(行う)会社は見られない。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 定款変更をして、株主総会の議案として提案した(する予定である)	0	0.0	0	0.0
2 定款変更はせずに、当該議案のみを株主総会の議案として提案した(する予定である)	3	23.1	2	33.3
3 株主総会の議案として提案することはせず、取締役の選任の可否を問うことで間接的に株主意思を問う方法を採用した(する予定である)	3	23.1	2	33.3
4 その他	4	30.8	2	33.3
5 株主の意思を問うための方策は特段とっていない	3	23.1	0	0.0
合計	13		6	

#### 《「その他」回答》

「基本方針のみ定め、具体的な取組みについて定めてはいない」3社。「方針のみ策定し、具体的な施策については取締役会に委任している」1社。

問 41 株主代表訴訟における不提訴理由の通知の機会の有無

- ・ 独立企業のうち1社が「あった」としている。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 あった	1	1.5	1	2.6
2 なかった	66	98.5	38	97.4
合計	67		39	

問 42 監査委員会が相談できる弁護士の有無（複数回答）

- ・ 監査役設置会社と比べて、「監査委員会が独自に契約している」会社（7.5%）が多い一方（監査役設置会社 1.1%）、「相談できる弁護士はいない」会社（16.4%）も多い（監査役設置会社 9.1%）。

	全体			
			うち独立企業	
	回答数	%	回答数	%
1 監査委員会が独自に弁護士と契約している	5	7.5	4	10.3
2 会社の顧問弁護士に相談している	43	64.2	31	79.5
3 上記1、2以外に相談できる弁護士がいる	18	26.9	10	25.6
4 相談できる弁護士はいない	11	16.4	2	5.1
無回答	1	1.5	0	0.0
合計	67		39	

以上

